

目 次

○第1号（11月30日）

| | |
|--|----|
| 議事日程 第1号 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 開会・開議 | 3 |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 日程第 2 会期決定について | 3 |
| 日程第 3 諸般の報告について | 4 |
| 村長提出議案の概要説明 | 4 |
| 日程第 4 一般質問について | 5 |
| ◇小板橋 尚君 | 5 |
| ◇生方勇二君 | 13 |
| 日程第 5 議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 24 |
| 日程第 6 議案第76号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 25 |
| 日程第 7 議案第77号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 27 |
| 日程第 8 議案第78号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 29 |
| 日程第 9 議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 30 |
| 日程第10 議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について | 31 |
| 日程第11 議案第81号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について | 32 |
| 日程第12 議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について | 34 |

| | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|----|
| 日程第13 | 議案第83号 | 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について | 36 |
| 日程第14 | 議案第84号 | 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第2 号) について | 37 |
| 日程第15 | 議案第85号 | 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4号) について | 38 |
| 日程第16 | 議案第86号 | 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算(第3号) について | 40 |
| 日程第17 | 陳情について | | 44 |
| 散 | 会 | | 44 |

○第2号(12月1日)

| | | |
|-------------|----------|----|
| 議事日程 | 第2号 | 45 |
| 本日の会議に付した事件 | | 45 |
| 出席議員 | | 46 |
| 欠席議員 | | 46 |
| 説明のため出席した者 | | 46 |
| 事務局職員出席者 | | 46 |
| 開 | 議 | 47 |
| 日程第1 | 一般質問について | 47 |
| | ◇波多野佐和子君 | 47 |
| | ◇齊藤将史君 | 60 |
| | ◇須田仁美君 | 68 |
| | ◇吉澤浩一君 | 79 |
| | ◇早坂 通君 | 85 |
| 散 | 会 | 95 |

○第3号(12月12日)

| | | |
|-------------|-----|----|
| 議事日程 | 第3号 | 97 |
| 本日の会議に付した事件 | | 97 |
| 出席議員 | | 98 |
| 欠席議員 | | 98 |
| 説明のため出席した者 | | 98 |

| | |
|--|-------|
| 事務局職員出席者 | 9 8 |
| 開 議 | 9 9 |
| 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会） | 9 9 |
| 日程第 2 議案第 8 0 号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正 する条例の制定について | 9 9 |
| 日程第 3 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会） | 1 0 0 |
| 日程第 4 議案第 7 9 号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について | 1 0 1 |
| 日程第 5 議案第 8 2 号 令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について | 1 0 1 |
| 日程第 6 議案第 8 3 号 令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）について | 1 0 2 |
| 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会） | 1 0 2 |
| 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について | 1 0 3 |
| 日程第 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について | 1 0 3 |
| 日程第 1 0 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について | 1 0 3 |
| 日程第 1 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について | 1 0 3 |
| 日程第 1 2 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について | 1 0 3 |
| 日程の追加 | 1 0 4 |
| 追加日程第 1 議案第 8 7 号 令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 7 号）に ついて | 1 0 4 |
| 追加日程第 2 発委第 1 号 自衛隊の抜本的な処遇改善及び生活勤務環境改善 を求める意見書の提出について | 1 0 6 |
| 議長挨拶 | 1 0 7 |
| 閉 会 | 1 0 7 |

令和 5 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

11月30日(木)

令和5年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

令和5年11月30日（木曜日）

議事日程 第1号

令和5年11月30日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問について
- 日程第 5 議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第76号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第77号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第78号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第81号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第84号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第85号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第86号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 飯塚久夫君 | 2番 | 吉澤浩一君 |
| 4番 | 齊藤将史君 | 5番 | 須田仁美君 |
| 6番 | 三俣実君 | 7番 | 波多野佐和子君 |
| 8番 | 小板橋尚君 | 9番 | 生方勇二君 |
| 10番 | 善養寺孝君 | 11番 | 清水健一君 |
| 12番 | 早坂通君 | | |

欠席議員（1名）

3番 浅見 隆 君

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 村 長 | 南 千 晴 君 | 副 村 長 | 小 池 秀 樹 君 |
| 総 務 課 長 | 山 口 誠 一 君 | 企 画 財 政 課 長 | 飯 塚 邦 守 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦 一 君 | 住 民 生 活 課 長 | 村 上 誠 君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 早 川 弘 行 君 | 産 業 振 興 課 長 | 岡 部 貴 一 君 |
| 建 設 課 長 | 狩 野 宏 記 君 | 上 下 水 道 課 長 | 富 澤 光 彦 君 |
| 会 計 課 長 | 一 倉 学 君 | 教 育 長 | 須 永 光 明 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 足 達 哲 也 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

事 務 局 長 浅 見 英 一 書 記 新 井 佐 智 子

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第4回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めて多用なところご参集をいただき、開会できますことに対し心より御礼を申し上げます。

世界を見れば、イスラエルでも悲惨な戦闘が繰り返され、一時停戦となっておりますが、早期の終息が望まれます。一方、我が国では補正予算が成立し、経済の回復にはずみがつくことを期待するところであります。

さて、本定例会につきましては、通告のありました7名の議員による一般質問、物価高騰への対応や今年度事業の進捗状況による予算の整理を中心に、各種条例の改正など村政の重要な案件が上程されております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いいたします。

会期中、村長をはじめ執行部の皆様におかれましては特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和5年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

浅見議員から安静を要するけがにより欠席の届出がありましたので、出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

12番早坂通議員、2番吉澤浩一議員を会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期については、本日から12月12日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から12月12日までの13日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（生方勇二君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

浅見議会事務局長。

○議会事務局長（浅見英一君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明をさせていただきます。

- 1、議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い議案12件を受理させていただきました。
- 2、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議及び研修視察に出席をいたしました。
- 3、群馬県町村議会議長会につきましては、理事会をはじめ記載のとおり出席をさせていただきました。
- 4、全国町村議会議長会につきましては、記載の全国大会につきまして議長が出席をさせていただきました。
- 5、議員派遣結果でございます。研修会等が開催され、記載のとおり出席をさせていただきました。以上でございます。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（生方勇二君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、挨拶並びに上程させていただく議案につきまして、その提案理由、概要の説明を申し上げます。

本日、議員各位のご出席をいただき、令和5年第4回榛東村議会定例会が開会されましたことに心から感謝を申し上げます。

秋口以降はインフルエンザの感染者が増加し、群馬県では11月28日にインフルエンザ警報が発令されました。村内におきましても、発熱により欠席をする児童生徒が増えており、インフルエンザによる学級閉鎖、学年閉鎖の対応を行っているところと報告を受けているところであります。議員皆様並びに本日傍聴にお越しくださいました皆様におかれましても、どうぞご自愛ください。

それでは、今定例会に上程させていただきます12本の議案の説明を申し上げます。

議案第75号及び第76号は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正し、期末手当の

支給月数の改定を行うものでございます。

議案第77号は、一般職員の給与に関する法律の改正に準じ、村職員の給与改定等を行うものでございます。

議案第78号は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、会計年度任用職員の給与改定及び地方自治法の改定に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する所要の改正を行うものでございます。

議案第79号は、国の制度改正による国民健康保険被保険者に係る産前産後期間に係る国民健康保険税が減免されることになったことから、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第80号は、群馬県総合農政推進資金通措置要綱が改正されたことから、榛東村総合農政推進資金通措置条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第81号から議案第86号までは、令和5年度一般会計ほか5会計の補正予算で、主に給与費の改定による補正を行うほか、事業費の確定または確定見込み等により予算の増減を行おうとするものでございます。

今議会には、以上12議案を上程いたしますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

◎日程第4 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内です。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番小板橋尚議員の一般質問を許可いたします。

8番小板橋尚議員。

[8番 小板橋 尚君登壇]

○8番（小板橋 尚君） おはようございます。広馬場地区選出の14区の小板橋と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。また、日頃議会に関心を持っていただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置づけが本年5月8日から5類感染症となり、行動制限が解除され既に半年になります。行事等も次第に増え、世の中が次第に活性化し、生活も元に戻りつつあるように感じます。

さて、子育て世代が居住場所を選ぶとき、快適な生活環境が一番に挙げられます。住みよい環境、良好な公共サービス、そして便利で安心安全な暮らしがあることが条件に含まれます。本村は自然豊

かな環境に恵まれ、健康的で快適な生活を送ることが可能な、とても住みよい場所と言えるでしょう。そのためには、施設等の暮らしに不可欠な事柄は、メンテナンスや修繕、改修もしていかなければならない事項が数多くございます。

本日は、交通安全対策、村内の道路整備について、地域の安全対策について、しんとう温泉ふれあい館について、敬老の日、高齢者への祝儀についての4項目について質問させていただきます。

それでは、まず最初に交通安全対策についてお伺いいたします。

前回9月の一般質問で、清水議員、吉澤議員から道路維持管理について質問がございました。その中で、執行側より補修順位を考え対応していきますとの回答でした。その上で村内を確認したところ、広馬場交差点から金古線、県道153号線並びに下新井線の県道161号線は、非常に整備が行われております。しかし、やすらぎの湯から八ノ海道交差点までの村道金古広場馬線は、道路上の白線、停止線の消えている箇所、横断歩道、ひし形の横断歩道、ダイヤモンドマーク等が摩耗し、全く見えない箇所が多く散見されます。さらに、黄色いセンターライン、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止が消えた道路、通学路の緑のラインも同様。塗り直す優先順位、改善すべき箇所のチェック及び修繕計画についてお伺いいたします。

以後、席に戻り質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、実線である白線、黄色の道路中央に塗布されているライン、これらにつきましては交通規制線であり、管理につきましては群馬県公安委員会となります。地元要望のあった場所について、村より塗布のお願いをしているところでございます。横断歩道のラインや横断歩道表示、横断歩道手前に塗布されている停止線、その他ダイヤモンドマークなども交通規制のための表示となり、道路交通に関する規制や指示を示すものとなります。このため、管理につきましては群馬県公安委員会となります。

補修工事につきましては、先ほども申しましたが、渋川警察に要望を提出させていただき、群馬県公安委員会で全県の要望を取りまとめた上で補修対応されるということを伺っております。

また、外側線等につきましては、村の単独事業となりますので修繕工事等を実施しており、本年度につきましては上期において長岡地区の外側線等を塗布補修させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） ありがとうございました。

それでは、次に前項の事項について、村内の自治会長から同じような要望が村に出ているのか、お

伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 道路等の中央線などの摩耗等による消失箇所などについて、地元の住民の方や地区の役員さん、これらの方々からの要望があった場合、改めて自治会長にも要望箇所の確認をいただいて、その上で対応をさせていただきたいと考えており、地元の自治会長さんに確認を取っております。

また、児童生徒の通学路の安全につきましては、役場、教育委員会、各小学校、渋川警察署、榛東駐在所、渋川土木事務所から職員が参加し、9月に実施した通学路点検で確認された危険箇所の中で、中央線の消失した県道については県へ要望を上げ対応いただいたものなどもございます。

公安委員会管理の対象物については、今後も自治会長等からの要望があった際には、取りまとめた上、村の要望としてつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） 各区の代表者、自治会長からの要望に対して、補修工事、整備等の予定はあるのか、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 各区からの自治会長さんの要望等の中には、道路といたしましても、畑中の道路であるとか、人家に少し離れているところで路肩の道路がかぶっているところとか、そういったところの要望等もございます。また、中には住宅の近くのものもございますので、そういった部分につきましては、場所を確認した上で対応させていただくような流れとなっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） ありがとうございました。

道路上のラインが消えてしまう原因には、交通量、経年劣化、大型車両の通過によりラインの上をタイヤが通過する等、様々な起因がございます。また、本村の特徴として、坂道やカーブの多いのも原因の一つではないでしょうか。道路の整備、メンテナンスは、ライフライン同様、重要かつ不可欠で、しかも安全でなければなりません。緊急に対処すべき事項であり、生活の一部なのです。

本年10月、神奈川県下で白線が消えた横断歩道、摩滅、すり減って見落としたことにより、横断歩道の存在に気づくのが遅れ、人身交通事故が発生してしまいました。事故を起こしてしまった運転手

は、横断歩道を横断中の人をはねてしまったのは横断歩道の白線が摩耗して消えていたためだなどとして、行政に対し損害賠償を求めた訴訟で、白線の摩滅が事故の一因になったという裁判所の和解勧告を受け入れ、損害賠償金の一部を神奈川県が負担するという事案が発生しております。

重大な事故が起きる前に、死亡事故ゼロを目指す本村としては、このような事案が発生する可能性を鑑み、そして危機感を持って、群馬県、公安委員会、警察等と連絡調整を行っていただき、子どもたちや高齢者の安全を守るため、危険を回避するためにも、優先的に横断歩道とひし形マーク、停止線の表示については、早急に対処していただくようお願い申し上げます。

次に、地域の安全対策、防火水槽等の表示板の整備進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 村内に設置されている防火水槽や消火栓などの消防施設について、その設置時期は、昭和から平成、令和と長い期間整備をされており、時代ごとに材質や基準も異なります。表示板も、地区が同一の地区であっても整備された時期が異なることから、損傷状況も異なるため、消防台帳に記載されている各施設を確認し、状況写真を整理して、今後各表示板を評価し、必要な修繕を進めたいと考えております。また、緊急性を要すると判断される場合は、その都度確認しながら修繕を進めたいとしており、本年度消防台帳の更新を進めており、年度中の更新管理を目標に進めております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） ありがとうございます。

修繕の順位、整備計画等に基づき環境面でも逐次修繕をしていただき、さらに魅力ある榛東村づくりを進めていただきますようお願い申し上げます。

次に、しんとう温泉ふれあい館について。

コロナ前の利用状況と、コロナが5類になって行動制限が解除されてからの利用状況についてお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えをいたします。

まず、本年5月8日、新型コロナウイルスの感染法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられたことを受けまして、アルコール類の販売、これは缶ビールと缶酎ハイの販売と、カラオケの利用をまず再開いたしました。

コロナ前の状況ということで、平成31年4月から令和元年10月と今年の同時期、令和5年4月から

10月末の実績数値で比較をしてみましたところ、利用者数では1万1,220人の減、売店の総売上額では534万2,145円の減、カラオケ手数料では110万2,500円の減となっております。なお、昨年の同時期、昨年の4月から10月の実績数値で比べてみますと、利用者数、売店の売上額ともに増加をしていることから、お客様が戻りつつあると感じているところではあります。

また、カラオケの利用につきましては、新型コロナウイルスの発生に伴う政府による緊急事態宣言発出時から本年5月7日まで利用を中止してきましたが、5月8日から利用を再開したことによりまして、10月末までの間で49万円を超える利用があったというふうにもお伺いしております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の発生や近年の光熱費、燃料費等の高騰により、ここ数年でふれあい館も甚大な影響を受けております。政府による緊急事態宣言やガイドラインによる休館措置、飲食物提供の自粛、アルコール類の販売やカラオケの利用中止によりまして、入館料収入はもとより、特に売店等の売上額が大きく減少しております。加えて、燃料光熱費等の高騰が続いていることによりまして、村からお支払いをしている指定管理料も毎年増額をしております。令和元年度の指定管理料では2,750万余りであったものが、令和2年度では3,950万円、令和3年度では4,420万円、令和4年度では4,580万円となりました。さらに付け加えさせていただくと、ふれあい館の管理運営費に対しましては、指定管理料のほか村民優待券による利用料、そして20万円を超える修繕費用は、村が負担、支出をしております。令和4年度のふれあい館管理運営費決算額では5,924万6,296円となっているところです。

新型コロナウイルス感染症という不可抗力によりまして指定管理料の増額があったわけですが、今の状況が続きますと村の財政状況にも大きな影響を与えることとなりますので、指定管理者と一緒に、適切な管理と運営に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） 運営の大変さが非常によく分かる説明、ありがとうございました。

温泉は、万葉集にもございますように、当時から現在に至るまで、温泉の効能で体を温め、体の不調を回復させ、多くの方々がしんとう温泉ふれあい館に癒やされております。また、ふれあい館の利用料金は、先ほどご説明があったようですが、利用料金が村外を問わず今でも300円という非常に安価で利用できる榛東村自慢の天然温泉です。広間にはカラオケ設備もあり、グラウンドゴルフ場も隣接しております。近隣の市町村にももっとPRして、村外からの利用客の誘致につなげるのはいかがでしょうか。利用者が多くなり活性化を図ることにより、さらに魅力ある榛東村になる可能性を秘めていると思います。

次に、従来、上期4月から9月まで行ってきた営業時間ですが、コロナ禍のため、時間短縮で夜8時、20時までの営業時間は、来年の上期には21時までの営業を再開する予定はあるか、お伺いいたし

ます。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどの議員からの質問の中でもございました、ふれあい館の開館時間につきましては、榛東村ふれあい館指定管理者業務仕様書第4項によりまして、開館時間を午前10時から午後9時までと、ただし10月から3月は午後8時までとすると規定をされております。また、この規定につきましては、この事項につきましては指定管理者が特に必要があると認めるときはあらかじめ村長の承認を受けて変更することができるというふうになっておりまして、新型コロナウイルスの発生以降、ふれあい館で講じてきた措置、時短営業やカラオケの中止などにつきましては、指定管理者と協議の上、実施をしてきたものでございます。

5類移行後、5月8日以降も午後8時までの時短営業を続けていると理由としましては、新型コロナウイルス感染症が依然として収束をしていないことや燃料光熱費の高騰、人件費の節約などの観点から継続をしているものでございます。

来年度の営業、開館時間の決定ということのご質問でございましたが、これにつきましてははしかるべき時期に指定管理者と協議の上、判断したいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） ありがとうございます。

燃料費高騰、指定管理料の増額で大変だとは感じますが、夏季には日照時間も長く、村内の農家の方、村外で勤務されている方々も、帰宅してからゆっくりと温泉で一日の疲れを癒やしたいという方が多いと聞いておりますので、検討していただき、ぜひ従来の営業体制になるようご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、大浴場の洗い場の給湯設備の補修、整備状況についてお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、複数の洗い場でシャワーが故障しておりまして、利用者の皆様に大変なご不便をおかけしていることをまず承知をしているところでございます。

この修繕案につきまして、指定管理者と共に給湯設備等の点検と管理を委託している業者から聞き取りを行いましたところ、業者さんからは、部分的な修繕は難しく効率的でないとのまず説明を受けております。もう少し詳しく説明をさせていただきます。

業者からの説明では、シャワーにつながる床下の配管が、老朽化が原因により裂けてしまっている状態にあり、破損した箇所を切断してキャップ留めして対応している、お湯を止めているということ

でございました。このシャワーを復活するためには、破損している箇所の修繕に加え、洗い場全体から造り直さなければならないとの説明もございました。また、配管を部分的に修繕、交換を行った場合でも、そこにつながる配管全体が老朽化をしていることから、別の場所で破損が起こることは明確であるため、現状を改善するためには配管を含む入管設備の全面的な改修、更新工事が必要となり、この場合、配管や水回りだけではなく、施設、建物全体の改修にも関わってくるため、1業者だけでは費用の算出や工事期間を見込むことはできないとの説明も併せて受けております。

ふれあい館につきましては、平成7年の開館以来、村の福祉施設、村民の憩いの場としてご愛顧いただいている施設であることは理解をしております、故障しているシャワーの修繕もできずに、利用されている皆様に大変なご不便をおかけしていることは十分承知をしているところでございます。しかし、コロナ禍の影響もあり、入館料等の減少が著しい中、館の管理運営費は増加の一途をたどっておりまして多額の経費がかかっていることから、大規模な修繕に踏み切れないというのが正直なところでございます。

循環ろ過器等の給湯設備につきましても、平成7年の開館時から継続して使用してきていることから老朽化が著しく、いつ壊れてもおかしくない、稼働が停止してもおかしくない状態にあるとのことのお話も以前から伺っているところです。さらに申し上げますと、源泉の揚湯設備、揚湯ポンプ等の更新工事等につきましても多額の費用がかかっていることから、いましばらく現状の営業を続けさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） 内容を聞きまして、大変ご苦労されているなということを痛感いたしました。ありがとうございました。

来場されるお客様に気持ちよく利用していただけるよう、試行錯誤しながら日々努力されておられることを聞き、感謝申し上げます。私も日々利用させていただいておりますが、利用客からの苦情等に対して職員の方々の真摯な態度、姿に感銘を受けております。

次に、敬老の日の祝儀についてですが、毎年9月に行われます高齢者への敬老祝い金の条例についてお尋ねします。

○議長（生方勇二君） 早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） お尋ねの敬老祝い金、これについての説明をさせていただきます。

敬老祝い金でございますが、長寿を祝福いたしまして、敬老の意を表するものといまして高齢者に支給しているものでございます。1月から12月までに満80歳になられる方に6,000円、以下同じようですが、85歳で1万円、90歳で2万円、95歳で3万円、100歳以上の方には5万円を支給してお

ります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） 回答ありがとうございました。

祝儀対象者へのお祝いほかに何か行っているか、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） これは昨年度までだったんですが、先ほどの敬老祝い金、これとは別に、91歳から94歳の方、それから96歳から99歳の方々にお祝い品を送っておりました。それと、これとはまた別になりますが、敬老会、こちらにおきまして、米寿、白寿、金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚の方々に記念品をお送りしております。また、100歳のお祝いといたしまして、100歳になりました誕生日に20万円を贈り、長寿をお祝いしているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） ありがとうございました。

昨年まで行っていたということですが、今年度廃止した理由をお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 先ほど申し上げました敬老の祝い品でございますが、その前に申し上げました敬老祝い金、これとともに本来長年にわたって社会の発展に寄与された方々、高齢者の方々に対する感謝を表すものだったと考えております。

これにつきましては、令和5年3月におけます令和5年の当初予算の予算審議でもちょっと説明させていただいたんですが、平均寿命が80歳を超えてきている今日、喜ばしいことではございますが、寿命が延びまして高齢者の人口が増えてきている、このようなことなどから、全国的にもこうした祝い金等を廃止いたしまして、他の高齢者福祉施設を実施、継続しているような自治体、それから縮小、減額などいたしまして支給総額を抑えることによりまして、祝い金事業そのものの継続を図っているような自治体、このような自治体も多くなってきております。本村におきましても、このような理由から判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） 非常に内容がよく分かる説明をいただきまして、ありがとうございました。

以上、4項目について質問させていただきましたが、早急に修繕を要する事項につきましては、先送りすることのないよう、しっかりと行っていただくよう切にお願い申し上げます。

そして、南村長の就任の挨拶でございますように、前例や慣例にとらわれることなく、常に疑問を持ち、未来に向けて一步一步信頼されるむらづくりを目指していくために、村長を核心として役場職員皆様一丸となり、今後とも子どもたちから高齢者、全村民が事故なく安心安全で暮らしやすいむらづくりのためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。そして、これから年末に向けて寒さも一段と増すことと思いますが、体調管理には十分注意をされ全力を尽くしていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、8番小板橋尚議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

午前10時9分休憩

午前10時25分再開

○副議長（清水健一君） 会議を再開いたします。

生方議長に代わり、議事を進めます。

質問順位2番、生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

9番生方勇二議員。

〔9番 生方勇二君登壇〕

○9番（生方勇二君） 皆様こんにちは。議席番号9番、生方でございます。傍聴の皆様、いつも大変ありがとうございます。

本日は、通告に基づき4項目の質問をさせていただきます。

初めに、長岡地区にあります児童館について質問をいたします。

この児童館につきましては、昭和57年に造られ、昭和58年から開館された施設と聞いております。これまで多くの団体に利用されており、福祉関係にも利用されているようです。長年の経過とともに施設の老朽化が進んでおり、特にトイレの状態がよくないということもあります。建物の改修や改築は必要であると声も出ております。また、雨天のときには庭の駐車スペースがぬかるみ、乗り降りも困難の状況と伺っておりますが、この施設の現在の状況をお聞きします。

以後、自席において順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○副議長（清水健一君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 児童館施設の現在の状況等についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からの質問の中にもございました児童館につきましては、昭和58年に開館をし、40年が経過をしたところでございます。このため施設全体、建物や設備等で古びた印象は受けるものの、館の運営上、必要と判断した修繕、これは屋根や冷暖房設備の改修、建具やトイレ設備等の交換、また現在もちょっとぬかるむのですが、庭の暗渠排水工事などは繰り返し実施をしてきたところがございます。児童館の管理、それから運営につきましては、会計年度職員2名体制により行っており、館内の清掃や庭の除草作業なども職員が実施をしております。

参考に、利用状況の推移について調べましたところ、平成12年度は年間の延べ利用人数で1万1,000人を超える利用がありましたが、翌年度から利用者数の減少が続き、平成30年度には4,000人を下回り、昨年度、令和4年度の実績では年間の延べ利用者数が2,000人ほどとなっております。また、児童館の職員からは、近年の児童館利用者の傾向として、村立の幼稚園退園後の親子連れ、それから近所の小学生など、リピーターが多いとも聞いております。

なお、個別施設計画に基づいて、令和3年度に目視による点検と施設の改修を実施した場合に係る概算工事費の算出を行っております。この点検結果における所見では、照明器具のLED化やトイレの洋式化などについても提案されましたが、緊急的に行うべき修繕箇所や危険と判断される場所などの指摘はございませんでした。そして、点検結果と併せて算出をされました概算工事費では、約4,400万円の工事費用が必要との報告を受けております。

ただいま申し上げてきた利用者の推移や利用の状況、点検結果や概算工事費の算出額、また館の管理運営費として毎年500万円近い経費がかかっていること、個別計画においては修繕は緊急性の高いものから実施していく方針としていることなどの観点から、直近での大規模な修繕は行わない予定としております。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） ただいま課長から施設の現在の状況の説明をいただきましたが、大分老朽化も進んでいるようでございます。現地での改修や改築もあると思われませんが、時代の流れとともに利用者も減少しているということです。また、子育て中の若い世代や長岡地区以外の利用団体もことから、他の施設での併用も検討する必要があると思われま。

維持管理の効率性や利便性なども考慮すると、現在、村の中央部に建設される防災中枢機能施設の公民館に機能を移す等の検討をしてはどうかと思いますが、村長の考えを伺います。

○副議長（清水健一君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 児童館に関しまして、新たに建設されます防災中枢機能施設への機能移転を検討する考えがあるかということに対して、お答えをさせていただきます。

榛東村では、平成29年3月に榛東村公共施設等総合管理計画を作成しております。その計画に基づきまして、それぞれの施設ごとに個別計画を策定しています。しかし、個別計画による施設の改修が実際には実施されていない部分も散見されることから、児童館に限らず、これは公共施設の管理計画等の見直しを指示したところであります。

各施設の維持や改修の決定に当たりましては、施設の老朽化はもちろんでありますけれども、利用の状況、施設の目的、また役割に対する、また費用対効果などを総合的に判断して決定しなければならないと考えているところであります。さらには、村の総合計画や財政計画との整合、経費の節減と同時に、施設の無駄をなくすスリム化も念頭に検討しなければならないものと思っているところであります。

ご質問の児童館につきましては、個別計画におきまして、令和7年度までに大規模修繕もしくは建て替え、施設の廃止も含めて方向性を決定することとされているところであります。防災中枢機能施設の開館が令和7年8月を予定されていることから、現在この施設の役割を検討している段階でありますので、現在の児童館と同じような機能を果たすことができるのかを包括的に考えていきたいと思っているところであります。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 村長にも施設の利用に対する考え方を伺いましたが、施設の数があればあるほど維持管理費は多額になります。利便性など考慮しながら集約して、効率よく利用することも大切であると考えます。財政面なども考慮しながら対応していただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問は、消防団の支援について質問をいたします。

消防団員の確保等については、以前に他の議員が質問しておりますが、近年、全国的に消防団員の数が減少し、団員不足が生じているところでもあります。本村では、女性の方にも活躍をしていただいておりますが、その協力に対し感謝を申し上げるところでございます。

そこでお聞きしますが、本村でも団員が不足しているのか、現在の状況をお聞きします。

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ご質問にお答えいたします。

ご質問の中にもございましたが、全国的に近年、退団者数は横ばいな状況に対して、入団者数の減少が著しく、特に20代の入団者がここ10年間で約4割減少しているという状況であります。また、30代につきましても2割の減少をするなど、若年層の入団者数の減少が団員数減少の大きな要因となっております。本村では団員の定数が145に対し、平成29年では145人となっておりますが、令和5年、本年ではございますが、現在115人ということで、21%ほど減員となっております状況でございます。

災害等が多発化・激甚化、消防団の役割もさらに多様化し重要なものとなっていることから、若年

層の消防団への新規加入者の増加、喫緊の課題であるため、団員数の確保に当たっては社会環境の変化を併せ、消防団の若年層、またお勤めをされている消防団員の方が参加しやすいものとしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 本村でも減少がみであり、基準の団員数を下回っているということですが、特に若い方の入団が少なく、一定の年数をご苦労いただいた団員がなかなか卒業できないというようなお話も伺っております。

団員の確保は喫緊の課題であると思います。団員の確保に向けては、チラシによる募集や様々な方法で入団の呼びかけをしていると思いますが、現在どのような取組を行っているのか、また新たな取組はしているのでしょうか、伺います。

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 新たな取組ということでございますが、本年10月に秋季点検と併せ、日頃の消防団活動を地元の方、住民の方に知っていただくため、常備消防の重要性、地元での活躍について防災体験イベントを実施したところであります。

また、過日の広報しんとうでも掲載をさせていただきましたが、消防団員の募集記事を掲載し団員確保に努めており、今後も多くの方に消防団活動を知っていただき、消防団員の加入促進につなげていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 団員の確保に向けて、あらゆる方法を講じていることは分かりました。

本村では、他の自治体と比較しながら基本的な改善や出動手当等、改定を行っていますが、村として独自の対応等を考えているのか、村長にお聞きします。

○副議長（清水健一君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 本村では、令和4年4月1日から、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき消防団員の報酬等を見直してきております。それにつきまして、詳細について担当課長から答弁をさせます。

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 令和4年、見直しをしたところでございますが、こちらにつきましてご報告をさせていただきます。

まず、団員階級の団員の方につきましては、月額報酬を2,400円から3,100円、また日額としまして火災等出場時手当を1,600円から8,000円と、日額で見直しを行ったところでございます。

また、独自の取組といたしましては、平成29年3月12日に新免許の制度に移行し、準中型自動車免許が創設されたことから、自動車普通免許を取得した人で運転できる車両が総重量3.5トン未満に限定されたため、村では消防活動に支障が生じないように、免許取得に係る経費について2分の1を補助しているところでございます。なお、補助額につきましては10万円の上限がございます。

また、村だけではなく県に対しましても、団員の自己負担がないよう免許取得費の補助を要望しているところでございます。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 団員が消防車の運転免許を取得するときに、村独自の補助に加え、全額補助に向けて県にも補助を要望しているとの回答でございますが、ぜひ団員の負担が少ないよう努力をしていただきたいと思っております。

消防団活動は、本人はもちろんですが、家族の皆様にも大きな負担がかかります。緊急出動となればなおさらであります。そのような状況を鑑みますと、ますます団員の確保は難しくなると思われま

す。そこで私から提案ですが、金額は仮といたしまして、例えば緊急出動時に、出動手当のほかに村独自で家族手当を1回当たり5,000円支給するなど、家族の皆様の負担も考慮し、より一層の理解と協力をいただけるよう検討してはいかがでしょうか。村長の考えを伺います。

○副議長（清水健一君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 生方議員のほうからご提案いただきましたけれども、私も消防団は地域の住民にとって生命、身体、財産を守るために本当に必要不可欠で、やっぱり頼りになる存在であると考えているところであります。その活動はやはり団員一人一人の献身的な努力によって支えられておりますし、またご家族のご理解があつて活動していただいておりますと私のほうも認識しているところで、本当に感謝をしているところであります。

現在、提案いただいた内容とはまた別ではありますけれども、今取り組んでいるところがありますので、詳細について担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 本村の取組についてご回答いたします。

本村では、8月に村長より団員証の交付の指示がございました。この団員証の交付につきましては、現在群馬県で実施しております、ぐんま消防団応援の店で、登録店について消防団員証を提示すると特典が利用できるといったものでございますが、これらの登録店に出向いた際に団員証を掲示することで特典が得られるような仕組みとなっていることから、本村でも年内に団員証を交付することにより、消防団員の方がこういった店舗を利用された際に活用いただき、日頃の労をねぎらっていただければと考えております。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） ただいま村長と総務課長から前向きな答弁をいただきましたが、大変な消防団活動に理解と協力をいただくには、本人はもちろん家族の皆様にも応援していただけるよう体制を整え、団員の確保につながるような前向きな取組を期待して、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、地域の安全対策についてお聞きします。

村内には、夜間の安全対策として多くの防犯灯が設置されていると思いますが、まだまだ危険な箇所も多く、村内の各自治会長さんからの要望も提出されているものと思われまます。そこで伺いますが、村内には現在どのくらいの防犯灯が設置されているのか、お聞きします。

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 初めに、昨年度設置した基数についてご回答いたします。

令和4年度につきましては、24基の防犯灯を設置させていただきました。このため、令和4年度末では全部で1,602基となっております。

また、令和5年度の上期におきまして、既に10基の防犯灯の発注、設置が済んでおります。下期におきましては、20基程度の設置を今現在考えております。

以上です。

○副議長（清水健一君） 暫時休憩とします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 先ほど答弁させていただきました中で、下期につきまして20基を予定しているということで答弁をさせていただきましたが、この20基の設置予定の中には、過日実施しまし

た、自治会長さんをお願いをさせていただいたアンケートの結果に基づく防犯灯等の整備も含めての設置ということで計画しております。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 村内には多くの防犯灯が設置されておりますが、まだ足りていないと思われます。徐々に増やし、できる限り安全の確保を図る必要があります。しかしながら、数が増えれば増えるほど維持管理費は多くかかるわけでございます。防犯灯1基当たりの設置費用と、その維持管理費はどのくらいでしょうか。

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 維持管理費等につきまして、お答えさせていただきます。

初めに、既存の電柱に共架した場合と自立型の鋼管柱を設置する場合には設置費も異なっております。共架の場合ですと1基当たり6万円から7万円程度で設置できますが、鋼管柱に設置する場合にあっては1基当たり18万円から20万円ほどの費用がかかります。

また、維持費につきましては、令和4年度の決算ベースとなりますが、電気料金では全体で年間約310万円ほどかかっております。1基当たりの年間の電気料については1,900円程度となります。1か月当たりで見た場合ですと、電気料では160円程度となります。また、故障等の修繕費でございますが、こちらにつきましては年間約65万円ほどの支出を行っております。

以上です。

なお、すみません、先ほどのご質問、1つ前のご質問の中の、下期に20基設置するという予定をご説明させていただきましたが、この20基の設置につきましては、今回12月の補正予算の中で一部予算計上させていただき進めたいと考えております。よろしくお願いたします。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） それなりの設置費用等もかかると、設置の仕方によっては単独でやると3倍ぐらいかかってしまうというようなことでございます。設置費用と維持管理費はかかるわけですが、できるだけ危険な箇所を少なくしていただくことが大切であると思っております。特に、部活で帰宅時間が夕暮れになる中学生の通学路を中心に、危険な箇所に増設を検討できないか、伺います。

○副議長（清水健一君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございますが、中学生の通学路の前に、本年9月に実施しました通学路の合同点検を9月に実施しております。この中で指摘のあった夜間暗い場所につ

きましては、2か所の防犯灯の設置について今計画を進めておるところでございます。

また、中学生につきましては指定通学路ということがございません。学校ではできるだけ安全な道路を通学するようという指導を行っておるところでございます。今後の対応につきまして、中学校と連携しながら中学生に通学路アンケートを実施するなどし、必要な対応を取りたいと考えております。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 前向きな答弁をいただきましたが、通学路が暗く下校中に自転車で転んでしまったというような話も聞いております。防犯灯の増設につきましては、安全の確保という意味では必要不可欠だと思いますが、一方で環境への配慮という立場ではむやみに増やすべきではないといった意見もあります。また、中学生においては通学路の指定もないので、毎年のように利用する道路が変化します。そのようなことも考慮しながら、将来を担う子どもたちのために、できる限り安全の確保をしていただくことを要望して次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、働き方改革について質問をいたします。なお、この質問については、議会や議員には人事権はございませんので、職員の人事異動等、詳細について関与する質問ではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。あくまでも、よりよい村民サービスにつながることを前提として質問をさせていただきます。

本村では人口に比較して職員の数がやや少ないように思います。また、役職のバランスも整っていないように感じますが、職員体制の現在の状況について伺います。

○副議長（清水健一君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 現在の職員体制についての質問ですが、自治体の特徴を把握する上で他の自治体との比較検討は欠かせないと考えております。総務省のほうでも、人口と産業構造の組合せによって自治体を類型化し、それに分類された自治体を類似団体と呼んで比較対照の参考としております。また、それをホームページ等で公開しているわけでございます。

総務省の市町村類型では、町村については15類型に分けられ、令和4年度のカテゴリでは榛東村は3-2に分類されております。3-2の最初の3ですが、この数字は人口で1から5に分けられておりまして、数字が多くなるほど人口が多くなるような形になっております。次の3-2の2のほうのカテゴリですが、こちらのほうはサービス産業の割合で、数字がゼロから2の3段階で分かれています。榛東村は3-2でございますので、サービス産業が発達した町村という形になろうかと思っております。3-2に分類された人口区分でいきますと、榛東村は人口1万人以上1万5,000人未満の自治体となりまして、3-2のほうは2次産業、3次産業の割合が80%以上で、かつ3次産業が60%以上の自治体と

いうことでございます。3-2に分類された自治体は、令和4年度の分類で榛東村を含めて全国で67の自治体があるわけでございます。

榛東村の普通会計の職員数でございますが、89人で、人口1万人当たりの職員数は61.026人となっております。先ほど申し上げました67の団体の平均職員数は132.9人、人口1万人当たりの職員数では107.2人となっております。単純な職員数でいきますと、平均値よりも43人ほど少なくなっておりまして、人口1万人当たりの職員数では、67の平均よりも46人少ないというような状況でございます。類似団体の中で、職員数では67団体中の64位、人口1万人当たりの職員数では67団体中で最下位という状況になっておりまして、限られた職員で業務を遂行しているという実態が見えてきておるところでございます。

次に、職員体制ですが、こちらは令和5年4月1日現在でございますけれども、榛東村の職員数は合計で107人となっております。その内訳ですが、課長相当級の職員が11名、課長補佐相当級の職員が8人、係長相当級が23人、一般職が65人となっております。先ほどの普通会計ベースに直しますと、課長相当級が10人、課長補佐相当級が6人、係長相当級が20人、一般職が51人という形で、合計で87人ということで、令和4年よりもまた2人減っているような状況となっております。

例えば庁舎内でございますが、総務課をはじめ課が9課及び局2局で、合計で11局が設置されていますが、実際に課長補佐が役場庁舎内で配置できているのは、税務課、住民生活課、教育委員会事務局の3課のみでありまして、それ以外は課長補佐不在というような状況となっております。庁舎内の各課の係の数でございますが、合計は61でございます。庁舎内の係長の職員数は19人で、係長は係長名の辞令が交付されていない状況となっております。例えば総務課でございますが、係が9つあるんですけども、係長は1名しか配置できておらず、係長は課の重要な案件は担当しておるんですけども、係を総括するという係長本来の仕事が果たせないような状況となっております。係長の職まで手が回らないというのが実情だと、現状でございます。

一般的な行政組織においては、懸案事項が発生した場合には、担当者はまず一番身近な上司である係長に相談する組織体制となっておりますと思うんですが、榛東村の場合は、係長の配置の偏り、それから課長補佐の配置不足により、業務上の組織機能が十分機能しない面があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 現在の状況について答弁をいただきましたが、異常と言ってもよいような状況にあるかもしれません。人数さえ多ければよいということではありませんが、一定の人数は必要だと思います。当然のことながら職員の質を高めることも重要であります。むしろ、そのことのほうが大事かもしれません。

現在の体制ではすぐに実現することは難しいと思われませんが、近い将来には対応を迫られることになると思われます。週休3日制ですが、国が生産性の向上や意欲、能力の発揮できる環境づくりを課題と捉え推進している週休3日制の試行を前橋市などが始めましたが、村でも導入に向けて検討する考えはあるでしょうか、伺います。

○副議長（清水健一君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 公務員の週休3日制の論議のきっかけといたしましては、平成27年の人事院の勧告であったと認識しております。議員からもご指摘があったとおり、職員に柔軟で多様な勤務体系の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い意識を持って効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上に資するものとして、平成27年の勧告では、育児または介護を行う職員について、割り振りの単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択することができると設定して、日曜日及び土曜日を加えて週休日1日を加えることができると報告したものでございます。

令和5年の人事院勧告では、また職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境をつくり公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や実情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進することが求められるとしまして、一般職においてもフレックスタイム制を活用し、活用により勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間の割り振らない日を設定することを可能とするとして、育児、介護等に認められていた措置を一般職にまで拡大することが報告されたものでございます。

1週間の勤務時間を38時間45分の時間数は変更せずに週休3日制を導入するとすると、例えば1週間から4週間までの範囲で勤務時間を増やすというものでございますので、例えば1週間で振り分けるとすれば、1日の勤務時間を2時間程度増やして、1日9時間45分を4日間勤務することにより週休3日制を実現することができるというものでございます。

前橋市では、週休3日制試行を8月14日から9月8日まで、希望する課、係において全職員の約8.7%の職員を対象に実施し、試行後には試行に参加しなかった職員を含めてアンケートを行い、反応を確認しながら課題や改善点を探るところでございます。参加した職員の感想は、休日が増加したことにより自分の時間が増えたとか、あとは平日、週休3日制で休む人が多くて、職場のコミュニケーションに苦労したなどという賛否両論の意見だったと新聞報道はされているところでございます。

地方公共団体におけるフレックスタイム制の導入状況は、市区町村においては現在44%と低水準でございます。週休3日制を試行している自治体においても、例えば前橋市や宇都宮市のように職員数が2,000人以上の組織体制の非常に整った自治体であると考えております。働き方改革の推進は大変重要であると考えておりますが、週休3日制の導入につきましては、近隣自治体の動向を注視しながら

ら慎重に検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 週休3日制については、まず充実した体制を整えながらの対応になってくるものと思われま。充実した村民サービスに向けて、今後どのような体制づくりをしていくのか、副村長の考えを伺います。

○副議長（清水健一君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 南村長は、もっと信頼される行政と未来に向けた取組、安心安全な村へとして、職員体制について組織体制や業務、事務事業の見直し、無駄を排除した透明性のある行政運営、職員がやりがいを持ち働き、風通しのよい職場づくりを公約に掲げております。南村長の公約を実現するためには、職員一人一人の能力を十分に発揮する組織体制の整備が必要と考えております。適正な職員配置、特に職員が機能を発揮するために、先ほども答弁させていただきましたけれども、係長、課長補佐が組織においてどのような役割を果たすかが課題であると考えているところでございます。

榛東村には平成27年3月に決定した榛東村人材育成基本方針があり、定員の適正管理については令和2年3月に定めた第4次榛東村定員適正化計画も策定されているところでございます。まずはこうした方針や計画を必要に応じて見直しながら着実に実施し、村民から頼りにされる役場、信頼される役場職員を目指して、改革に取り組みたいと考えているところでございます。

組織体制や職員体制については、類似団体に基準を合わせればよいというものではございません。系統的、継続的な職員研修の充実や、公平性、透明性、客観的な人事制度の確立、また、その人事制度の厳格な運用を同時に進めることで、適正な評価により職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境をつくっていくことが必要だと考えております。

村民のニーズを的確に捉え、時代や状況の変化を的確に把握し、国や県の動向をいち早くつかみ、村民と情報を共有しながら、共に役割を分かち合いながらむらづくりを進める、そんな職員の育成と、それを実現するための組織体制を見据えながら、長期的な視点に立ちつつ、段階的に今取り組めることを着実に実行していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（清水健一君） 9番。

〔9番 生方勇二君発言〕

○9番（生方勇二君） 現在の役場環境や今後の体制づくりについて、副村長のお考えをお聞きしましたが、私も同規模の自治体の経験者として考え方に共感できるところが数多くあります。まずは現在の状況をしっかりと把握していただき、これまでに培った豊富な経験と知識を十分に活用し、榛東

村に合った職場改善や職員の育成に努めていただくことを期待するところであります。

本日も4項目の質問をさせていただきましたが、南村政はまだ始まったばかりですので、急いでホップステップする必要はないと思います。村民の小さな要望に耳を傾けていただき、足元を固めてから少しずつ榛東村を前に進めていただきたいと思います。また、職員の皆様におかれましても、気持ちを切り替えていただき、村長の方針に沿って個々の力を十分に発揮していただきたいと思います。

今年は、年末年始に向かって新型コロナやインフルエンザがこれ以上増加しないことを願いたいものです。職員の皆様も健康には十分留意していただき、新しい年を迎えていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ご協力、大変ありがとうございました。

○副議長（清水健一君） 以上で、9番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午前11時15分といたします。

午前11時6分休憩

午前11時16分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は1ページ、議案参考資料も1ページをご覧ください。

議案参考資料でご説明をさせていただきます。

人事院勧告により、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じ、議会議員の期末手当支給月数の改定を行おうとするものでございます。

この一部改正条例につきましては、施行日の異なる改正となるため2条立てとなっております。

初めに、第1条において、現行の12月の期末手当支給月数2.20月を0.10月引き上げ、2.30月とし、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、2条でございます。2条につきましては、公布の日を令和6年4月1日から施行とするものでございます。2条におきましては、令和6年4月1日より適用するものとして、6月期の支

給月数を0.05月引き上げ、2.25月とし、12月期の支給月数を0.05月引き下げ、2.25月とするものでございます。

参考資料1ページ、中ほどの参考の表をご覧ください。

令和5年度と令和6年度以降の、それぞれの6月期、12月期の支給月数の表となっておりますが、合計につきましては、年間としまして4.50月の支給月数となっております。

以上で、議案第75号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第75号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第75号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第76号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第76号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第76号のご説明をいたします。特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書は3ページ、議案参考資料も3ページとなります。議案参考資料にてご説明申し上げます。

人事院勧告により、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じ、特別職の職員で常勤のものとの期末手当支給率の改定を行おうとするものでございます。

なお、この一部改正条例につきましては、施行日の異なる改正を行うため2条立てとなっております。

初めに、第1条でございますが、こちらは公布の日から施行するというものでございます。現行の12月の期末手当支給月数について、2.20月であったものに0.10月を足し、2.30月を支給するというものでございます。こちらは公布の日から施行したいと考えております。

続きまして、第2条でございます。第2条につきましては、令和6年4月1日適用するもので、施行するものとなります。6月期の支給月数を0.05月引き上げ、2.25月とし、12月期の支給月数を0.05月引き下げ、2.25月とするものでございます。

議案参考資料、中ほどの参考表をご覧ください。

令和5年度、令和6年度の給付月数並びに右側の合計でございますが、令和5年度、令和6年度につきまして、年間の支給月数につきましては4.50月ということで変更はございません。

以上で、議案第76号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第76号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第76号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第77号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第77号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

[総務課長 山口誠一君発言]

○総務課長（山口誠一君） 議案第77号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は5ページ、議案参考資料も5ページからとなります。議案参考資料をご覧ください。

人事院勧告により、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じ、村職員の給与改定を行うものでございます。

この一部改正条例につきましては、施行日が異なるため2条立てとなっております。

初めに、第1条でございます。条例第17条第2項中について、期末・勤勉手当の支給率を0.05月引き上げて支給するというものでございます。また、第2項第1号中の支給率につきましても、0.05月引き上げ支給し、併せて条例第3条、榛東村職員給与表、別表第1を改めるものでございます。なお、給与表の改定につきましては、平均改定率で1.1%となっております。また、条例第17条第3項中、定年前再任用短時間勤務（暫定再任用）職員について、支給率を期末・勤勉手当につきましても0.025月、第18条第2項第2号中の支給率を0.025月引き上げて支給するものでございます。

第2条におきましては、条例第17条第2項中について、期末・勤勉手当の支給率を6月期において0.025月引き上げ支給し、12月期について0.025月引き下げるものでございます。条例第18条第2項第1号中の支給率について、6月期においては0.025月引き上げ、12月期において0.025月引き下げの支給をするものでございます。また、条例第17条第3項中の定年前再任用短時間勤務（暫定再任用）職員に係る支給率につきましても、6月期の支給率を0.0125月引き上げ支給し、12月期においては期末手当を0.0125月引き下げ、条例第18条第2項第2号中の支給率につきましても、0.025月引き上げて支給するというものでございます。一般職の職員の期末手当、勤勉手当の支給月数につきましては、6月期を0.025月引き上げ、12月期は0.025月引き下げということで、年間の支給額の増減はござい

ません。

議案参考資料の6ページをご覧ください。

ただいまご説明させていただきました一般職の場合の期末・勤勉手当の支給月数、令和5年と令和6年の比較を表にしたものでございます。6月期、12月期、それぞれの支給月を合計したものにつきましては、令和5年度、令和6年度において合計月数に変更はございません。同様に、6ページの下段にございます定年再任用短時間勤務（暫定再任用）の職員の場合の表にあっても、令和5年度、令和6年度、それぞれの6月期、12月期の支給月数のもの、合計につきましては、令和5年度、令和6年度、同様となっております。

施行につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給率の改定につきましては公布の日より行い、適用につきましては、給与表の改定を令和5年4月1日から適用とするものでございます。また、（1）に掲げるもの以外につきましては令和6年4月1日の施行とさせていただきたいというものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。
○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第77号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第77号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第77号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第78号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第78号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第78号のご説明をいたします。

議案書は12ページ、議案参考資料は16ページからとなります。

議案第78号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、人事院勧告により、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、会計年度任用職員の給与改定及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する所要の改正を行うものでございます。

この一部改正条例につきましては、施行日が異なるため2条立てとなっております。

議案参考資料の16ページをご覧ください。

初めに、第1条関係でございます。こちらは公布の日から施行するというものでございます。第1条において、会計年度任用職員の給与表は一般職の職員の給与に関する法律に定められた給与表を準用していることから、今回給与表に関する法律が改正されることに伴い、給与表の改正を行うものでございます。

次に、第2条関係でございます。こちらにつきましては、令和6年4月1日から施行するというものでございます。第2条において、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る条文を追加するものでございます。また、附則の部分でございますが、第4条関係ですが、令和6年4月1日から施行する附則で、ただし書にあって、会計年度任用職員に対する期末・勤勉手当の支給に係る榛東村職員の育児休業等に関する条例の所要の改正を行うものとなります。

議案参考資料の21ページをご覧ください。

21ページにございます榛東村職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございますが、現行では第7条の第2項で記載されていた括弧書きの部分でございます。こちらにつきましては、改正後、新たなものにつきましては、第8条の第1項中に文言を移すという内容のものでございます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第78号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第78号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第78号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） それでは、議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書は17ページ、議案参考資料は22ページをご覧ください。

本日、議案参考資料にて説明させていただきます。

子ども・子育て支援の拡充ということで、国民健康保険の被保険者が出産する際、その方の分を対象に、産前産後期間相当分、4か月ですが、多胎妊娠の場合は6か月という期間につきまして、国民健康保険税の所得割額、それから均等割額を免除する制度改正、法改正があったことに伴います村条例の改正でございます。

改正条例施行日は令和6年1月1日としております。

経過措置といたしましては、令和5年12月までの期間につきましては先ほどの減額の対象にはならないという経過措置を定めてございます。

議案第79号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第79号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は20ページをご覧ください。

議案参考資料によりご説明をいたします。議案参考資料25ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますけれども、群馬県総合農政推進資金融通措置要綱が改正されたため、所要の改正を行うものとなっております。

条例名で、旧が「榛東村総合農政推進資金融通措置条例」を改めまして、「榛東村総合農政利子負担軽減制度条例」と改めるものとなっております。先ほども申し上げたんですけれども、群馬県の要綱改正に伴う名称等の変更となります。

その他といたしまして、昭和46年から実施しております総合農政推進資金制度について、利子補給制度であるにもかかわらず資金という名称が使われていたため、借入者に誤解されやすく実態に合っていないため、名称を変更するというものとなっております。

議案参考資料26ページ、27ページが新旧対照表となっております。

議案書21ページをご覧ください。

附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第80号の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第80号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第11 議案第81号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第81号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 議案書22ページをお開きください。

議案第81号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

令和5年度榛東村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ1億4,344万4,000円を減額し、総額を88億2,582万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも減額でございますが、主なものにつきましては、歳入においては複合施設整備事業に係る防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の増額、また同施設整備における入札執行による教育施設整備基金の繰入れの減額などがございます。

歳出におきましては、先ほど議決いただきました議会議員常勤特別職、議員について、人事院勧告に基づく給与費等の増、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の10月補正に対応するため、それぞれの科目において、村の負担金の減額、複合施設事業の入札結果による事業費の減額などを計上しております。

議案参考資料により、主なものについて説明申し上げます。

議案参考資料32ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

一番上、10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金でございますが、

交付額の確定により142万3,000円を増額し、合計を7,142万3,000円とするものでございます。

33ページ、一番上、3節児童福祉費負担金1,721万円の増は、対象児童の見込み人数の確定による増額でございます。

同じく33ページ中段、16款2項6目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金677万9,000円は、複合施設整備事業に係る補助金の交付決定に伴う額の増額でございます。

34ページ中段下でございます。17款2項2目民生費県費補助金のうち5節児童福祉費補助金103万5,000円は、歳出でもご説明申し上げますが、保育所等が物価高騰対策として実施する取組や経営基盤強化事業に対して、事業費の2分の1を補助するものでございます。

35ページ、上から3段目でございます。19款1項2目指定寄附金100万円は、住民の方から子どものために使っていただきたいと寄附があったもので、ふるさと公園のバッテリーカーを更新しようとするものでございます。

続いて、歳出でございます。

40ページをご覧ください。

上から3段目でございます。13款総務諸費、14節工事請負費、補正額30万円は、防犯灯について10月に実施した、先ほどの一般質問にもございましたが、自治会長アンケートの結果などにより、追加で設置を行うとするものでございます。

少し飛びまして、48ページ、上から2行目、18節負担金、補助及び交付金204万6,000円のうち、一番下、物価高騰対策補助金202万6,000円は、歳入で先ほど申しあげました保育所等が物価高騰対策として実施する取組や経営基盤強化事業として、県から事業費の2分の1の補助を受け、冷蔵庫などを整備するための費用として計上するものでございます。

少し飛びまして、54ページをお願いいたします。

上から2段目、3目農業振興費、右の欄、補助金、榛東村認定農業者等物価高騰対策支援金470万円は、新規事業といたしまして、認定農業者に対して肥料等、物価高騰による支援として、1人当たり10万円、村外者には5万円を補助するものでございます。

60ページをご覧ください。

一番上でございます。4目複合施設整備費、12節委託料、測量設計等委託料1,500万円の減額及びその下、14節工事請負費1億円の減額は、事業費の確定及び入札執行によるものでございます。

少し飛びまして、64ページをご覧ください。

一番上、3目学校建設費、14節、補正額108万8,000円は、中学校において令和6年度に特別支援学級の生徒を迎えるに当たり、バリアフリー工事をしようとするものでございます。

続きまして、72ページをご覧ください。

一番下、17節備品購入費142万2,000円は、マイクロプラスチックごみとなる総合グラウンドサッカー場及びテニスコートの人工芝の流出を防ぎ、環境保全を図るため、除去フィルターを3か所設置す

るものでございます。

最後になりますが、73ページから給与費明細書でございます。人事院勧告などに伴う給与費等として、1、特別職でございますが、一番右下、合計として218万2,000円の減でございます。このうち、4つ上、長等の125万6,000円の減は、副村長、教育長において不在の期間が存在したため、この分を減額するものでございます。

続きまして、74ページ、一般職の表でございます。

(1) 総括の表の右下でございますが、1,725万7,000円の増となっております。

榛東村一般会計補正予算(第6号)の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(生方勇二君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(生方勇二君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(生方勇二君) 異議なしと認め、議案第81号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(生方勇二君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第81号 令和5年度榛東村一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(生方勇二君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

○議長(生方勇二君) 日程第12、議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算

(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

[健康保険課長 早川弘行君発言]

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書は27ページ、議案参考資料は78ページをお願いいたします。

今回の補正予算ですが、歳入歳出それぞれ238万9,000円を減額し、総額を14億513万8,000円とするものです。

補正内容の主立ったものにつきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

議案参考資料の81ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

4款1項2目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金2万4,000円ですが、本年度出産育児一時金が42万円から8万円引き上げられ、50万円となりました。これに対します国からの補助金で、こちらにつきましては令和5年度限りの補助金と、このようになっております。

続いて、5款1項1目保険給付費等交付金92万9,000円の減額、こちらにつきましては、保険給付費等交付金の普通交付金、それから同じく特別交付金、この2つでございまして、歳出事業費の変更などに伴います県からの交付金の減額でございます。

続いて、7款1項1目一般会計繰入金185万8,000円の減は、一部繰入金におきまして今年度分の額の確定ができたことなどに伴います、全体では減額の補正でございます。

続いて、83ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款2項1目賦課徴収費33万円の増額は、先ほど説明させていただきました、条例改正に伴いますシステム改修費の計上でございます。

続いて、85ページをお願いいたします。

5款1項1目保健衛生普及費の18節負担金、補助及び交付金30万円の増額は、人間ドック受診者が増えてきているための補助金の増額でございます。

榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第82号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第13 議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について説明申し上げます。

議案書は30ページ、議案参考資料は87ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) につきましても、歳入歳出それぞれ70万2,000円を減額し、総額を1億6,627万4,000円とするものでございます。

概要につきましては、議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料の90ページをお願いいたします。90ページの事項別明細です。

初めに、歳入になります。

3款4項2目雑入21万1,000円の増額は、令和4年度、昨年度に後期高齢者医療広域連合に支出いたしました負担金が、決算に伴います精算金として歳入になるものでございます。戻ってくるものでございます。

続いて、91ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費5,000円の増、それから1款2項1目徴収費、こちらは1万7,000円の減額ですが、ともに事務費、郵便料に係るものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金69万円の減額、これにつきましては広域連合からの通知によります基盤安定分の額の確定によるものでございます。

榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第83号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第14 議案第84号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第84号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

[健康保険課長 早川弘行君発言]

○健康保険課長（早川弘行君） それでは、令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書は33ページ、議案参考資料は92ページをお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,855万6,000円を減額し、総額を12億9,452万6,000円とするものでございます。

主立ったものにつきましては、同じく事項別明細で説明させていただきます。

議案参考資料の95ページをお願いいたします。

2款2項6目介護保険事業費補助金49万5,000円ですが、歳出におけますシステム改修費に係りません国からの補助金でございます。

それから、一番上に戻っていただきまして、2款1項1目の介護給付費負担金310万2,000円の減額から次のページの7款1項一般会計繰入金、これまでににつきましては、歳出の給付費の増減に伴います各財源、国・県、支払基金等からの財源の増減が主なものとなっております。

続いて、歳出にいきます。

98ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費117万6,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の報酬等に係るもの、それから介護保険制度の制度改正に伴いますシステム改修費に係るものでございます。

続いて、1款3項2目認定審査会共同設置負担金10万3,000円の増額は、渋川市、吉岡町と共同設置しております認定審査会の負担金の増額でございます。

他の歳出の補正につきましては、保険給付費、保険サービス費の給付費に係るものが主なものとなっております。

榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第84号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第84号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第84号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第85号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号） について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第85号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第85号の提案説明を申し上げます。

議案書36ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。収入第1款水道事業収益において、既決予定額に補正予定額118万3,000円を追加し、計3億2,222万2,000円としようとするものでございます。支出第1款水道事業費用において、既決予定額から補正予定額939万3,000円を減額し、計2億9,345万9,000円としようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、記載のとおりではございますが、まず既決予定額の本文括弧書き中にある金額を1億4,605万4,000円に、それから37ページに移りまして、それぞれ2,029万7,000円、1億2,575万7,000円に改めまして、収入第1款資本的収入において、既決予定額から補正予定額1,830万円を減額し、計2億7,990万3,000円としようとするものでございます。支出第1款資本的支出において、既決予定額から補正予定額2,443万2,000円を減じ、計4億2,595万7,000円としようとするものでございます。

また、第4条では、職員給与費として既決した金額から補正予定額76万7,000円を減額し、計2,118万4,000円としようとするものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

続いて、議案参考資料105ページをご覧ください。

記載のと通りの概要となっております。

次に、106ページからは実施計画でございます。

110ページ、説明書にて説明をいたします。

まず、収益的収入1款水道事業収益では、最初にマイナスのところを説明いたしますと、当年度消費税還付金を100万円減額いたします。これは今年度の事業費の確定見込みに伴います減額です。そして、残りの給水装置工事手数料及び新規加入者負担金の増額は、防災中枢機能施設の建設に伴うものであります。こちらが一般会計におきまして歳出化されたことから、受け取り側であります当会計も歳入として計上したものでございます。

続きまして、111ページの収益的支出でございます。

まず、営業費用の配水及び給水費では、公用車燃料費、量水器交換業務委託料、水質検査手数料など、皆、費用の確定見込みに伴う減額となっております。特に前年度途中実績を考慮して計上いたしました当初予算の動力費、つまり電気料であります。それほどの値上がりとはならず小康状態を保っていますが、新幹線榛名トンネル湧水浄水場の電気料を合わせまして750万円を減額いたします。

次に、総係費として、ただいまお認めいただきました人勧の給料表の改定に伴いまして、職員等への給料増などとなっております。同様に法定福利費も増となっております。

なお、会計年度任用職員の報酬が減となっておりますのは、そもそも水道の給水申込みに係る受付、審査、検査補助のために雇用を予定しておったのですが、本年10月までは現行スタッフにて対応してきたものであり、その間の報酬相当額を減額したものでございます。

また、企業債利息、消費税は、当年度支払額の確定見込みによるものでございます。

続きまして、112ページですが、資本的収入でございます。

これは次ページの歳出で計上しております県道南新井前橋線バイパス工事に伴いまして、配水管の布設替えも行っておりますが、この支出が減額となったことから、係る企業債及び渋川土木事務所から頂ける工事補償負担金も減額となるものでございます。

113ページ、資本的支出ですが、県道南新井前橋線バイパス工事に伴います設計業務委託料、施工管理業務委託料、配水管布設替工事代金の減額となっております。なお、この減額は新年度当初予算において改めて計上をいたす所存であります。

以下、参考資料を添付させていただいております。

以上をもちまして、議案第85号の提案説明といたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第85号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第85号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第85号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第86号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第86号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第86号の提案説明をいたします。

議案書38ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。収入第1款下水道事業収益において、既決予定額から補正予定額368万4,000円を減額し、計4億6,746万5,000円としようとするものでございます。支出第1款下水道事業費用において、既決予定額から補正予定額388万4,000円を減額し、計4億86万9,000円としようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。まず、既決予定額の本文括弧書き中にある金額を6,659万6,000円に改めまして、39ページの収入第1款資本的収入において、既決予定額から補正予定額123万2,000円を減額し、計4億2,299万9,000円とするものでございます。支出第1款資本的収入において、既決予定額から補正予定額103万2,000円を減額し、計4億8,959万5,000円としようとするものでございます。

第4条では、職員給与費として既決した金額から補正予定額121万6,000円を減額し、計2,197万8,000円としようとするものでございます。

第5条では、一般会計補助金を4億7,559万1,000円に改めるものでございます。

提出は記載のとおりの日付でございます。

続きまして、議案参考資料にて説明をいたします。参考資料124ページをご覧ください。

124ページは記載の概要でございます。

125から128ページまでは実施計画でございます。

129ページの説明書にて説明をいたします。

まず、収入、1款下水道事業収益では、一般会計補助金を368万4,000円減額いたします。

130ページ、支出でございますが、1款下水道事業費用ですが、舗装復旧費を130万円増額させていただきます。これは下水道管路と加入者宅を接続する公共ますを布設した際に、最初は舗装の仮復旧を行います。その後、最低1年を経過した後に本復旧の施工に移るわけですが、過去、故意に施工残しがあったため、今回補正をお認めいただき本復旧をいたす所存であります。ちなみに、補正前の予算と合算いたしますと、農業集落排水事業としてですが、13か所、230万円の施工を予定しております。

次に、処理場費の光熱水費、つまり農集処理場に係る電気料のことですが、500万円の減額をいたします。これも上水道会計と同様なのですが、前年度途中実績まで考慮して算定をいたしてはいたしましたが、やはりそれほど値上がりとはなっておらず、この際、減額をいたしたいと考えます。

また、総係費の人件費は、3条予算、つまり収益的支出で賄われている人件費の補正でございます。

続きまして、131ページの資本的収入ですが、こちらは水道同様、防災中枢機能施設の建設に伴います受益者負担金の増額でございます。ちなみに、2建物がございまして、面積規模からどちらも10単位になります。24万円掛ける10単位となるわけですが、榛東都市計画下水道受益者負担に関する条例及び同条例施行規則に基づきます下水道事業受益者負担金減免基準に基づきまして、減免率を50%とし240万円を計上いたしました。こちらのほうも一般会計への歳入化ができたことから、受入れ側の私どもの下水道会計におきましても歳入化をいたすものでございます。

また、支出の減に伴いまして、他会計補助金363万2,000円を減額しております。

最後となりますが、132ページ、これは4条予算、資本的支出で計上されております人件費の補正になります。人勧に伴う増額の部分もございしますが、これには年度当初の人事異動に伴います減額補正に計上漏れがございまして、一部の節においてさらなる減額をいたしております。ご了解のほどお願い申し上げます。

以下、参考資料でございます。

今後とも安全安心な本村水環境を維持するために頑張っている所存でございます。ご協力のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして、議案第86号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 電気料金についての質問をしたいと思います。

東京電力の電気料金変更のタイミング、これについて分かる範囲内で結構ですので回答を。

○議長（生方勇二君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 分かる範囲内ということなんですが、今手元に私、農業集落排水の去年度と今年の中途までの農業集落排水の、長岡、広馬場、両方の、まずキロワット・アワーが記載されております。それから、料金が記載されています。だから、例えば量が多いじゃないとか、夏、使用量が多いじゃないとか、いろいろそういう特性もあるかと思うんですが、また電気料金、

皆さんご存じのとおり幾つかの内訳ございます。その部分の質問かと思うんですが、ちょっと一覧表で比較させていただきました。それで申し上げますと、単価がそんなに上がっていないんですね。長岡で申し上げますと、単価といいますのは1キロワット・アワーで割り返したものの、仕事量というんでしょうか、それを単価に変換したものでございます。それが令和4年度は一番高いところで30円ぐらいだったんですね。それが今年4月は33円でした。しかしながら、29円、27円、26円、25円、25円、25円、これ10月までですが、ということで、あまり上がっておらないという、これ雑駁とした説明なんですけど、大体そのような推移になっているかと思えます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 分かりました。

補正をこの段階で電気料金に関してかけたということは、今後、電気料金は上がらないだろうという予想に基づいて変更したのだと思いますけれども、その根拠、これも分かる範囲内かどうか、判断の範囲内で結構ですので、回答を。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） この時期に補正をしたというのは、あともう一つ、年度当初でちょっと高過ぎたんじゃないかということについてもご説明してよろしいでしょうか。

私ども上下水道課は、水道、下水道ともにライフラインでございます。それなので絶対、例えば電気料金の未払いにより処理場が停止してしまう、お客様にご迷惑をおかけしてしまうということがあってはなりません。そのために多少、今思えば過大だったかなという部分もございますが、ただ不必要な請求にはもちろん応じておりませんので、当初予算についてはお認めいただいたということなのでございます。

また、今回の減額なんですけれども、残りがあと五月、四月となってくるわけなんですけど、そろそろ返そうと、そろそろ補正予算により当初予算数値を実際の決算額に合わせておこうという腹積もりがあったからでございます。といいますのも、減価償却のときに計算がございまして、3月にはほぼ決算数値に公営企業は近づけていかないと、ちょっと数字が合わなくなってしまうおそれがあります。そのために、この12月の議会、12月の補正を逃がすまいとしたわけで、今回提案をするものでございます。ご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 分かりました。

結局は、期末にばたばたやるよりは今の段階でやっておいたほうが良いという、そういう判断に基

づいて今回補正をかけたという、そういうふう判断します。

私のほうから以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第86号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第86号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第86号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 陳情について

○議長（生方勇二君） 日程第17、陳情についてを議題といたします。

群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、出浦匠人氏から陳情のあった陳情第6号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求め陳情につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後0時23分散会

令和 5 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 2 月 1 日 (金)

令和5年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

令和5年12月1日（金曜日）

議事日程 第2号

令和5年12月1日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 飯塚久夫君 | 2番 | 吉澤浩一君 |
| 4番 | 齊藤将史君 | 5番 | 須田仁美君 |
| 6番 | 三俣実君 | 7番 | 波多野佐和子君 |
| 8番 | 小板橋尚君 | 9番 | 生方勇二君 |
| 10番 | 善養寺孝君 | 11番 | 清水健一君 |
| 12番 | 早坂通君 | | |

欠席議員（1名）

3番 浅見 隆 君

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 村 長 | 南 千 晴 君 | 副 村 長 | 小 池 秀 樹 君 |
| 総 務 課 長 | 山 口 誠 一 君 | 企 画 財 政 課 長 | 飯 塚 邦 守 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦 一 君 | 住 民 生 活 課 長 | 村 上 誠 君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 早 川 弘 行 君 | 産 業 振 興 課 長 | 岡 部 貴 一 君 |
| 建 設 課 長 | 狩 野 宏 記 君 | 上 下 水 道 課 長 | 富 澤 光 彦 君 |
| 会 計 課 長 | 一 倉 学 君 | 教 育 長 | 須 永 光 明 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 足 達 哲 也 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

事 務 局 長 浅 見 英 一 書 記 新 井 佐 智 子

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は、本日、浅見議員から安静を要するけがによる欠席の届出がありましたので、出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。

ただいま、副村長から一般質問における一部について、会議規則第61条の規定により発言の一部について訂正したいとの申出がございました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、副村長からの発言の訂正の申出を許可することと決定いたしました。

副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） おはようございます。

一般質問の答弁の一部について、発言の訂正をお願いいたします。

昨日、生方議員より、働き方改革について週休3日制の質問があったんですけども、私とその答弁で、地方公共団体におけるフレックスタイム制の導入状況は、市区町村で4.4%と低水準ですと答えるべきところを、44%と誤って答弁してしまいました。正しくは4.4%ですので、おわびして訂正申し上げます。よろしくをお願いいたします。

◎日程第1 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位3番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

7番波多野佐和子議員。

〔7番 波多野佐和子君登壇〕

○7番（波多野佐和子君） 皆さん、おはようございます。

定例会2日目の一般質問をさせていただきます。議席番号7番波多野佐和子でございます。

傍聴にお越しの皆さん、師走に入り、何かと気ぜわしくなる中お出かけくださりましてありがとうございます。

きょう12月1日は、稲荷祭りの日です。幼い頃、竹やぶの真っ暗な中、お稲荷さんの前で、手によそってもらったおてのこぶの温かみ、ぬくもりは今でも覚えております。

私は、この春より広報委員長を仰せつかりまして、どのようにして村民が議会に関心を持っていたか、104号では、この議場の傍聴席の写真を裏表紙に掲載しました。これからも、幅広く住民の声を聞く広報紙づくりを進めたいと思っております。あわせて、委員の皆さん、議長、事務局、執行部のご協力に深く感謝申し上げます。

さて、最初の一般質問、女性活躍推進についてです。

女性も含めて、向上心ある住民に対する資格取得援助（条件付奨学金、費用の一部補助）とありますが、現在、住民を対象に、奨学金の導入について、村の考えを伺います。

それでは、自席に戻り、順次質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいまの波多野議員からの、向上心のある方への住民に対する資格取得等への奨学金や、資格取得費用に対しての一部補助を行うか、村の考えはということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

向上心のある方、働く意欲のある方、またスキルアップを考えている方、そういった方たちへの援助ということで、お聞き取りをさせていただいておりますが、まず、補助金を創設するに当たりましては、当然に、補助金の目的や補助対象者、補助金額の設定、またその根拠、交付要件等を考えていかなければなりません。

向上心のある方への援助ということでございますので、現状では、いろいろと不確定な部分が多いため、直ちに補助金の創設の考えと伺いますか、現状ではお答えがしづらい、難しいということで考えております。

なお、議員からのご質問をいただきまして、周辺や県内、県外も含めて、状況は調べております。

県外の自治体におきましては、女性の就労やキャリアアップ、出産や育児、介護のために離職した方などを支援するために、女性専門職の資格取得費用に対する補助金の存在があることは確認しております。

また、群馬県では、看護師等就学資金貸与制度というものがございまして、県内の看護職員を養成する学校、養成所の学生を対象に、月額2万1,000円から3万6,000円の就学資金を貸与する制度がございまして。

また、向上心のあるということではないんですが、住民生活課では、生活保護や生活困窮者、また児童扶養手当の相談を受ける際には、幾つかの制度をご案内しておりますので、紹介をさせていただきます。

まず1点目が、ハローワークで手続を行うものになりますが、ハロートレーニング、職業訓練というものがございまして。こちらは、ハローワークでの手続になりますが、働く方、また働こうとする方が受講できるさまざまな訓練、コースが用意をされてございまして、この受講料につきましては、基本

的には無料というものがございます。

もう1点が、無利子の就学資金というものがございます。こちらは、児童扶養手当、いわゆるひとり親家庭の方が対象になりますけれども、渋川保健福祉事務所が窓口になりまして、就職に必要な知識や技能の習得、資格取得に必要な資金として、無利子で貸付けを行うという制度がありまして、そういうものをご案内しながら、支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） また、渋川地区広域訓練センターへの負担金を毎年出してしておりますが、そこでは、どんな資格が取れるのか、詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 渋川職業訓練センター事業では、渋川地区広域圏内の職業訓練の充実をより一層図るため、広域組合の事業として職業訓練校の移転整備が計画されまして、昭和48年12月に用地取得、49年度に実習所、昭和50年度に校舎を建築し、昭和51年4月に職業訓練センターを設置しました。

平成6年度には実習場を、平成10年度には製図室及びとび科実習所を増築しました。所在地は吉岡町の下野田でございます。

昭和51年4月の開校以降、職業訓練法人渋川職業訓練協会が運営主体となりまして、職業訓練校として使用しております。

令和4年度の職業訓練生は、左官・タイル施工科2人、建築板金科2人、配管科2人、とび科3人、鉄筋コンクリート科5人の、合計14人となっております。

取得可能な資格につきましては、訓練修了時の技術照査に合格すると、各種の技能士補が取得できます。また、在学中に技能検定、国家検定ですけれども、を受験して合格することで、各種の技能士を取得することができます。

令和4年度の実績としまして、技能士補6人、うち榛東村の方は一人もおりませんでした。技能士7人、また、うち榛東村の方は一人もおりませんでした。

負担金の支出概要としましては、職業訓練法人渋川地区職業訓練協会への補助や、建物の修繕、保守点検業務委託などに充てられております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 最近、介護士、看護師、保育士、または建築関係に従事する人手不足が、

国全体で深刻となっております。どんなによい制度があっても、周知をして活用してもらわなくては、やっている意味がございません。

村だけでなく、国や県の制度の周知も、これからはして欲しいと思います。

私の身の回りにも、結婚してから資格を取得して、現在活躍している看護師、保育士、栄養士がおります。70歳を目前に、介護士の友人は、約20年くらい前に施行された緊急雇用創出事業により、無料でヘルパー2級の資格を取り、その後、5年間の実務経験を積み、介護福祉士の国家資格を取得して、現在は自分の都合のつく時間で訪問介護の仕事に従事しております。

勉強や実務の5年間は大変ではあったようですが、資格があるおかげで働き口もあり、大好きなアーティストの推し活を思う存分楽しんでいるようです。

また、子育て中の知人は、民間の通信講座で保育士の資格を取得して、乳児健診やイベント会場での託児サービスの依頼などを受けているようです。

これから先も、子どもに携わる仕事がしたいので、大変でしたが資格を取得してよかったと言っております。

また、准看護師ではさせてもらえなかった仕事が、正看護師の資格を取ったらできるようになり、仕事に張り合いが出たという声も聞いております。

そのほか、一般事務で役立つ資格として、パソコン検定や簿記など、自動車大型二種免許を取って、定年後に地域で生かされればいいなど考えている知人もおります。

資格取得のメリットは、その資格が必須の職業につける、転職先が求める資格であれば意味がある、キャリアアップにつながる、自分に自信がつく、仕事の幅が広がる、などが挙げられています。何よりも、自分の居場所を持つことで、生き生きと働き続けることができるのです。

しかし、問題は費用です。もちろん、環境もありますが、今回は費用というところで話をさせてください。

子育て中の親であれば、その費用はなかなか捻出できるものではございません。そこで、私の提案としまして、要件付き奨学金や費用の一部補助で、学びたい、スキルアップしたい、収入を増やしたいと思う方を応援したらいかがでしょうか。

本村も、ソフト面の整備も進み始め、住民サービスも他市町村と引けをとらないほどになると思います。ですが、さらに上を目指し、家を建てるなら榛東村と言ってもらえるようなうまみのある政策を考えなければなりません。

資格取得の援助により、高齢者になっても自分の居場所を持ち、生き生きと安心して暮らせる村であれば、若い人たちも安心するのではないのでしょうか。

続きまして、コロナ期の教訓を踏まえたマニュアル作成についてです。

コロナのような感染症が、いつかはまた来ると言われています。忘れてしまわぬうちに、今回のコロナ期で学んだことを次に役立てるためにも、マニュアル化して残しておく必要があると思います。

そのような事態になったときへの考えや、伝えておきたい事例などがございましたら、幾つか挙げていただきたいと思います。

直接、住民と接することの多かった、今回特にワクチン接種など、初めてのことばかりで、大変ご苦労された健康保険課と、教職員も不安の中、生徒や保護者への対応など、さまざまな状況に対応された教育委員会事務局、両課に伺います。

○議長（生方勇二君） 早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） このたびの新型コロナウイルス感染症でございますが、2019年、令和元年12月に中国で初めて確認、報告されまして、その後、日本にも感染が広がってきております。本村におきましても、新型インフルエンザ特別措置法、それから、この法律に基づきます村の行動計画、これに準じまして、村民への情報提供、それから蔓延防止、村民生活や地域経済の安定に取り組んできたところでございます。

特に、村民の健康保持、それから蔓延防止という意味で取り組みましたワクチン接種でございますが、国から送られてきました手引、マニュアルですかね、これを基本に、改善などを入れながら、回を重ねて実施してきたところでございます。

マニュアルという観点から申し上げます、このワクチン接種、集団接種におきまして、大勢のスタッフが交代で従事するため、流れや役割、配置図、これらなどの準備をいたしまして、接種がスムーズに進むよう取り組んでまいりました。

コロナのほうも、まだ終息とは言い切れない中、まだまだ接種のほうは続いておりますが、当然、今まで行ってきたことの記録等々は残しておりますし、あまりあってほしくないことではございますが、議員おっしゃられるとおり、次回以降、今後、これからも同じようなことがあったときように、皆さんからいただいた意見、それから役場で考えた改善点等々は整理して残しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、教育委員会事務局の立場から申し上げます。

コロナ禍におきまして、教育委員会では、文部科学省が示します学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式等を踏まえまして、村内幼稚園、小中学校向けに、学校生活における衛生管理や、感染症発生時の対応に関するマニュアル、ガイドラインを、国の示しました基準に基づいて、本村の実情に合わせて作成しまして、校園長会等を通じて周知徹底してきたところでございます。

各幼稚園小中学校では、それをもとに、各学校、園ごとに具体化しまして、マニュアルやガイドラ

インを作成をし、感染症対策を継続して行ってきたところです。

実際に、教育活動を進めていく中では、様々な課題が日々生じたと、手探りの中で進めてきたわけですが、個々の事例を踏まえまして、その都度修正を行ったものを最新のマニュアル、ガイドラインとして整理しまして、電子データで保存しているところでございます。

例を挙げますと、感染症を学校に持ち込まないようにするための方策、校内での感染リスクを低減するための生活様式、感染リスクを低減するための保護者との連絡方法、休校時の学習機会を確保するための方策などがございます。これによりまして、危機管理に関する様々な教訓と効果が得られたものというふうに感じております。

教育委員会と学校、園におきましては、新型コロナウイルス感染症5類移行後も、ここで得られました教訓を、それから効果を生かしているところです。中でも、新型コロナウイルス感染症や、昨日、村長のほうからも冒頭ございました季節性インフルエンザへの対応、これに関しましては、現在も教育委員会と学校、幼稚園とで、毎日情報を共有しまして、気を緩めることなく継続して対応に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 丁寧な説明で、分かりました。

パンデミック級の感染症が発生したときに、速やかに対応できるマニュアルをデータ化して作成しておくべきだと思います。

続いて、オンライン会議の準備や整備についてです。

コロナ禍で、県や他市町村との会議はどのように行っていたのか伺います。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 職員のオンライン会議等の整備についてということでございますが、新型コロナウイルス感染症が拡大を始めた令和2年春から、感染拡大防止のため、群馬県等が主催する会議をはじめ、職員研修や各種説明会等の実施がオンラインで開催されるようになりました。当時は、オンラインシステムが利用可能なタブレット2台を活用し、職員からの申出により貸出しを行っておりました。

利便性の高さから、オンライン会議の頻度は年々増えてまして、2台では不足を生じるようになり、令和5年度にタブレット8台を追加購入いたしました。オンライン会議や研修による利用回数は、令和4年度は合計で214回、令和5年度は4月から10月末までに、合計198回を数え、十分に活用されていると考えているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） それでは、今お話にあった8台というところで、これからもその8台で十分足りているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 職員から貸し出しの要求があったときには、それを貸出しをしておりますけれども、それが不足になるようなことは、今のところはございません。それで十分活用されているということでございます。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 続きまして、次に、学校や県や他市町村、または家庭との情報共有等をどのように行ったのか、伺いたいと思います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 発言の訂正を。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長から発言の訂正がございますので、よろしく申し上げます。
企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 先ほど、合計で8台と申し上げましたが、既存の2台と8台と、合計で10台でございます。大変失礼いたしました。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 学校現場でのオンライン会議等についての取組について、答弁をさせていただきたいと思います。

コロナ禍には、それまで対面を中心に行っておりました各種会議のうち、可能なものについては、学校外との関係、それから学校内の諸会議等も含めまして、オンライン会議、または校務システムによる連絡、電話連絡を積極的に行ってきました。家庭との連絡についても、同様でございます。

教育活動に関しましては、校内をオンラインでつないで行う学校行事ですとか、児童生徒向けの集会、遠隔地とつないだ講演会等、オンライン会議システムを積極的に活用してまいりました。

なお、中学校におきましては、1人1台のタブレットが全国的に整備される以前の令和2年度当初の休校期間、これにも、学校にあるタブレットを貸与するなどして、リモート学習を定期的に行ってきたという実績がございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） これから、今後、行政サービスのさらなる向上に取り組む自治体には、常に職員の生産性を高める努力が求められていると言われております。そのための手段として、交通費や移動時間の削減、スケジュール調整の簡易化、働き方改革の推進、資料や現物をその場で共有できるなど、多様なシーンで柔軟に活用できるオンライン会議が、今後の会議のスタンダードな形式になることも十分考えられることから、整備をして、職員が回数を重ね、なれていくなど、また、職員のテレワークも、災害対応のためにも準備しておく必要があると思います。

コロナ期を一過性のもので終わらせずに、大変な作業にはなるでしょうが、この教訓を生かし、データ化して残してください、後輩のためにも。

続きまして、ごみの減量化、CO₂削減についてです。

まずは、本村の取組について伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみの減量化、またCO₂の削減についての取組ということで、お答えをさせていただきます。

初めに、ごみの減量化の取組について、何点かお答えをさせていただきます。

村では、ごみの減量化のために様々な取り組みを行っておりますが、まず最初に、各家庭に配付してございますごみ収集計画表、こちら、ごみ分別辞典も添付してございますが、そういったもの、また、村広報紙やホームページ、回覧などによる啓発活動が挙げられます。

続いて、生ごみ処理機器の購入費用に対する補助金の交付。

続いて、自治会やストックハウスでの資源ごみの分別収集。

また、電子機器につきましては、役場等におけるボックス回収ということで、幾つかの村内の施設で拠点回収ということで行っております。

それから、村、環境美化推進協議会の事業でございますけれども、各団体、これは育成会やスポ小など、親睦会も含めてですが、そういった団体が実施をする廃品回収に対する報償金の交付など、そういったものが、ごみ減量化の取り組みとして挙げられると考えております。

CO₂の削減の取組としましては、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー普及促進を図るということを目的としまして、住宅用太陽光発電システムの設置費用に対する補助金を交付をしております。また、役場内のお話になりますが、公共施設における暖房温度の控えめな運転や、照明等の小まめな消灯、それから調整。また、役場で実施をしておりますクールビズの実施などについても、CO₂削減のための取組として、挙げられると考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） それでは、ホームページの中でも掲載されておりました、野焼きは法律で禁止されているとあります。野焼きの通報や発見した場合の対応を伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 野焼きについてのご質問でございますが、ごみの野外焼却、いわゆる野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び群馬県的生活環境を保全する条例により、原則禁止をされているものです。野焼き行為の禁止につきましては、先ほど議員からもありましたが、村ホームページや回覧等によって周知をし、皆さんにご理解とご協力をお願いしているところであります。

議員からご質問のありました野焼きに関する通報や相談があった場合には、まず担当者による現場確認を行いまして、焼却物の品目や状態の確認を行い、原因者、野焼きを実施をされている方から聞き取りを行い、直接指導を実施をしております。

また、その焼却物が産業廃棄物である場合や、焼却規模が大きな場合には、警察や渋川広域消防南分署にも連絡を行い、各署員と連携した対応、指導等を行っているところであります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 続きまして、これからも出るであろう大量の農業資材の処分は、どのように行われているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 農業用廃資材の処理方法なんですけれども、使用済みの農業資材の処理につきましては、排出者である農業者が処理責任が生じますが、農業者自身が個々に処理するのは困難という状況でございます。農村環境を守り、農家の安全な発展を図るには、農業用廃資材の回収は極めて重要となっております。

ぶどう棚などに使う雨よけハウスなどの処分方法なんですけれども、こちらも農業廃資材に含まれまして、北群渋川農業協同組合内にあります北群馬渋川地区農業用廃資材適正処理推進協議会というのがございまして、こちらで日程を決めまして、農業者が廃資材を持参する形で回収を行い、処理業者に処理委託を行っております。

渋川市古巻地区、榛東村及び吉岡町の農業者には、8月に廃ポリ回収、10月に廃ビニールの回収を、

吉岡町にある北群渋川農業組合営農センターで行っております。こちらに、榛東村及び吉岡町の職員も回収活動に従事しております。

また、この協議会に対しまして、農業者も廃資材処理量に応じまして、個人負担を支出しているところがございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） これからの時期、樹木の剪定の際に出る枝葉の処分に困るのは事実です。まとめて可燃物に出すのも一苦勞です。

そこで、枝葉がチップになれば、堆肥、植栽地の雑草防止、もしくは養生材として利用し、ごみの減量化にもつながると思います。ぜひ枝葉粉碎機の購入費の補助を考えていただきたい、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員がおっしゃったように、県内の幾つかの自治体で、枝葉破碎機の購入費に対する補助金の存在を確認しております。目的を見ますと、樹木を剪定した際に発生する枝葉を粉碎して、やはり堆肥などに利用するためということで、ごみの減量化を図ることを目的としているということでした。

補助金の創設の考えがあるかのご質問でございますが、これにつきましては、やはり他の自治体の動向をよく注視をして考えていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 近隣市町の状況を見て検討していただきたい。それと、私の提案なんですけれども、リサイクルをするのに当たり、来年度からも新しいリサイクルが始まります、そういった中で、どうしてそういうリサイクルをしなくてはいけないかというところで、グラウンドデザインのようなものを作成して、今できているのかな、そういったものを利用して、村民がリサイクルに対してのモチベーションが上がるような周知、そういったものをしてらいたかがかなと思っております。

続きまして、デジタル化の推進についてです。

来年度のデジタル化の取組について伺います。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 来年度のデジタル化の予定ということでございますけれども、本年

第2回定例会の一般質問におきまして、波多野議員の質問に答弁させていただきましたとおり、現在、本村では、デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定中でございます。先ほどのご質問にもございましたが、その際には、タブレットの活用は不可欠なものと考えているところでございます。この計画は、ICTを初めとするデジタル機器を導入することにより、村民サービスの利便性の向上と、行政事務の効率化を目指すもので、計画期間を令和5年度から令和8年度までとしております。デジタル化の具体的な事業といたしましては、SNSの活用、公共施設へのWi-Fi設置、職員等のタブレット導入、キャッシュレス決済の導入などを検討しているところでございます。

一方で、現在、令和6年度の予算編成作業が進んでおります。これから予算査定を行いながら、予算要求された事業を緊急性や重要性の観点から、歳入規模に絞り込む必要がございます。デジタルトランスフォーメーション推進計画で計画された事業についても、例外ではございません。

したがって、令和6年度は具体的に何をするとすることは、現段階では申し上げられませんが、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 昨今、話題のデジタル地域通貨は、経済の活性化やキャッシュレス化の推進のために、全国の自治体で導入されています。県内でも12市町村が導入し、先日、前橋市の「めぶくpay」の運用が始まりました。デジタル地域通貨は、特定の地域内でのみ使える決済手段で、主にスマートフォンなどの専用アプリを取得して使うもので、多くの場合、入金や決済時に一定のポイント還元を受けられるようになっております。地域の経済やコミュニティーの活性化に寄与するデジタル地域通貨の導入について、考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） デジタル通過制度の導入ということでございますけれども、経済の活性化、それからキャッシュレス化の推進ということで、全国の自治体で導入が進んでいるということでございます。群馬県においても、先ほど申し上げられました前橋市を初め富岡市、それから少なくとも現在12市町村が運用中であると確認しております。

地域通貨のメリットといたしまして、人口密度の少ない地域においても、キャッシュレスの推進やオンライン決済によってデジタル化の推進が図られ、地域の経済対策につながるということが挙げられております。

一方、デメリットといたしまして、システム構築などの運用や管理にコストがかかる点、それからサーバーの維持管理、セキュリティ対策などが挙げられております。商工会を訪ねたところ、地域通貨を実施する際は、加盟店への声かけなど、事業推進にはご協力をいただけるということでござい

ました。ただし、現段階では、近隣市町村の実施状況を注視しながら、財政状況を踏まえ、研究していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） また、デジタル地域通貨、そのポイント制度です、そういったものを今年度から実施された榛東健康ポイントや、今後導入してもらいたいボランティアポイント、または邑楽町のような散歩や健診でポイントがつくなど、使い方は多様です。ぜひ、時代に合った政策として検討していただきたいと思います。

また、そのような国からの交付金などがあった場合には、すかさず手を挙げて活用していただきたいと思います。

最後になりました。地域の活性化についてです。

南新井前橋線バイパスが開通しますと、榛東村は県のやや中央に位置するなど、立地的に恵まれた場所になります。

そこで、県によるところ、県立小児医療センターは開設から40年が経過し、電気や配水設備の老朽化が深刻化しているなど、また周産期医療を充実させたいとの意向もあるようです。地域の活性化、病院があるという地域の価値も上がります。もちろん、雇用も生まれます。いろいろな面から見ても、県立小児医療センターの誘致に手を挙げていただきたいと思いますが、村の考えをお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 小児医療センターの建て替えに関する榛東村への誘致ということでございますが、建て替えのスケジュールや場所については、村の一般事務ではないため、意見を述べる立場にはございませんが、県に詳細を問合せを行いましたところ、今年度と来年度の2か年で策定する小児医療センター再整備マスタープランの中で具体化していくということでございました。

群馬県小児医療センターは、本県の周産期医療の中心拠点として位置づけられ、小児や周産期医療の県内唯一の専門病院であるとともに、高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターの役割も担っております。

これらを踏まえ、まずは県の方針や考え方を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そういった場所の選定とかというときになりましたら、後手にならぬように、南新井前橋線バイパス沿線に県立小児医療センターの誘致へ向けて動くべきだと思います。

続いて、地域おこし協力隊制度の導入についてです。

今回、受講した玉村町の研修時に、地域おこし協力隊員がおりまして、その方は大学卒業後にリフォーム会社に就職したのですが、その経験も生かしつつ、移住促進の活動もできると思い、玉村町の重田家住宅の活用の募集を知り、面接を受け、現在、移住促進担当ということで働いているとのことでした。

また、東吾妻町の隊員さんは、田舎暮らしがしたいという上に、農業やイベントに関心があり、現在は、時間があるときには農家の手伝いをしながら、観光関係の仕事についているようです。

地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで、意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図ることを目的としたこの制度は使わなくてはもったいないと思います。

現在、群馬県内には八十数名の隊員が雇用されているようです。この地域おこし協力隊制度の導入についての考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 地域おこし隊協力隊の導入ということでございますが、本村では、三大都市圏に指定された埼玉県、千葉県などの11県や指定都市からの転入の場合に、国から隊員の活動に要する経費として、隊員1人当たり480万円を上限として、財政措置を受けることができるとなっております。令和4年度、全国で6,447人、群馬県では23の自治体で活用されているところでございます。

3年間の補助事業実施後の定住率を申し上げますと、65.9%となっております。定住率のさらなる向上が課題であると考えられております。

本村におきましても、今後、地域おこし協力隊を積極的に活用したいため、過日、県に出向きまして、制度の概要や実施要件などについて指導を受けてまいりました。事前の準備に重点を置きながら、関係部署と連携いたしまして、進めていきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 前向きな答弁でございまして、これからは楽しみでございます。

その導入した際には、受入れ側として学び、活躍しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問は終了です。

最後に、この私がつけているパープルリボン、女性に対する暴力根絶のシンボルです。さまざまな暴力がございます。その暴力が原因で離婚したくてもできない理由として、パートナーの収入に生活が依存していることが挙げられています。人は誰でも、いつどんな状況になるかわかりません。そんなとき、資格や手に職があれば、経済的自立も可能です。臆することなく、自分らしく、自信を持

って生きていってほしいものです。頑張りたい女性を応援する、そんな村になってほしいと願っております。

傍聴においでの方皆さん、最後までお付き合いくださいましてありがとうございました。寒さもますます強まってまいります。体調を崩されませんようにお気をつけてください。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で7番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を10時35分といたします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位4番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君登壇〕

○4番（齊藤将史君） 皆さん、おはようございます。

今日は、住宅ローン減税と住宅に関わる質問をしていきたいと思っています。

例のごとく、榛東村に新幹線の駅をつくりたい齊藤将史です。どうぞよろしく願いいたします。

事前の取りあえず話をまたさせていただきますが、皆さん、住宅を建てる時、あるいは車を買う時、何か物を買う時、自己資金の足りない場合はローンということで借入れを行うケースが多いと思います。その金利について、ここで話しておこうと思います。

皆さんご存じのように、世界の中では市場というのがたくさんあります。物の市場、労働市場、そして金融市場、市場は全て大体この3つの種類に集約できます。そのうちの金融市場に関わる話が今回のローンの話になりますが、金利については、指標、ある程度大もとで定まっている金利というのがあります。それは、ご存じのように、各国ごとでの中央銀行で行っている公定歩合、銀行間貸出金利と言われるものですが、それによって大体金利が、市場金利が定まるような形のところではあるのですが、それは先ほども言ったように、様々な金融市場というものもあります。

市場のことは市場に任せろ、以前、総理大臣であった小泉純一郎さんが株価の変動に対して、上がったり下がったりして、その変動に関しては市場に任せればいいんだと、そのように言っておりました。

実際に、市場動向というのは、その市場、マーケットに参加している人たちの思惑によって定まってきます。どんな市場、マーケットでも同じように、そこに参加している人たち、例えば、魚市場に参加している人たちの思惑、野菜の市場に参加している人たちの思惑、将来この商品は値上がりするのではないだろうか、あるいは物が少なくなって値上がりするのではないだろうか、あるいは大量に

生産されて下がるのではないか、あるいは顧客からのニーズによって注文を入れて値決めをする、そのような思惑によって市場が変わってきます。お金に関しても全く同じ、そういうことが考えられています。

市場参加者の思惑によって変わってくるということは、その人間の考えによって金利が変わる、それには3つの仮説というのが存在しています。ざっくりと言いますが、流動性プレミアム仮説、市場分断仮説、そして純粋期待仮説、大体この三つによって金利はどのようになるのかというのが決まると言われています。これは、一般論としてそういうふうな、一般理論になっているわけで。

内容を説明すると、純粋期待仮説というのは、先ほども言ったように、将来金利が上がるのではないか、下がるのではないか、そういう考え方によって金利が変わる、上がったたり下がったりするというものです。

純粋プレミアム仮説というのは、これは、例えば長期金利と短期金利、短期金利においてはリスクという、危険性ということを考慮に入れて、期間が長くなればなるほど、例えば、預金をした場合に、また戻ってくる可能性がどのくらいあるか、手元に返ってくる可能性がどのくらいあるか、貸し手にとっては、貸したお金が戻ってくるのか、そういった人間の思惑で金利が上がったり下がったりするというものです。

もう一つは、市場分断仮説というのを、最後ですが、これは長期金利、短期金利、変動金利、固定金利、こういった金利というのは、それぞれがそれぞれ、市場が異なります。さまざまな市場があって、そういった市場は100%分断されていると、そういう考え方に基づく金利の決定、プロセスというふう考えられます。

ざっくりと説明しましたが、最終的には、結局、人間の思惑によってさまざまな市場の値決めがされている。ここで忘れてはいけないのは、需要と供給。需要と供給というのが大きな役割を果たします。物が多ければ、あるいはニーズが高ければ、必要とされていけば、そういうことによって値段は上がったたり下がったりするわけです。ざっくりと金利について話しましたが、人間の思惑というのは、まさに誰も計り知れない、そういったことで話をさせてもらいました。

では、質問に移ります。

住宅ローン減税について、令和5年度の住宅ローン減税についての住民への告知をどのように行っているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） お答えします。

個人の住民税における住宅借入金等特別税額控除は、平成21年から令和7年12月の入居者について、国税である所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人の住民税から控除するものであり、税務署から提供される所得税の確定申告書や、

給与支払者から提出される給与支払報告書の情報をもとに、個人の住民税額に反映をしております。

よって、村にあっては、当該制度が国税である所得税に付随したものであることから、特化した周知は行っておりません。ただし、新築住宅が完成した際には、家屋の評価額を算定するための家屋調査を行っていることから、その際には、税務課職員から当該制度についての概要説明を行い、住民サービスに努めております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今、答弁の内容のように、ローン減税というのは、国税と地方税に関わってくるものです。内容にもよるのですが、そういったものを、住民の行政サービスとしてきっちり広報なり、あるいは様々な手段で住民サービスの一環として告知をしていただきたい。

実際に、話を聞くと、そのようなローン減税があるということを知らない人も中にはいます。そういう、取りこぼしのないように、聞かれたらしっかり、問い合わせがあればしっかり答えられるように、今後も努めていってほしい、そのように考えています。

では、次に2番目、これは一般質問通告一覧表には記載はされていないんですが、事前にもう連絡をしておりますので、議長並びに関係課長のほうからは了解を得ています。

2番目ですが、住宅資金の生前贈与の告知をどのように行っているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） お答えします。

生前贈与にあっては、国税である贈与税が関係し、村税には関係しないため、村は周知や問合せへの対応は行っておりません。よって、村民から贈与税についての問合せがあった際には、税務署へ相談するよう案内をしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほども言ったように、国税に当たる部分でありますので、これは、しっかり国税庁あるいは高崎の国税局のほうに、しっかり話を持っていってもらいたいという説明をして、住民に納得してもらってください。

では、次の質問に移ります。

新築住宅リフォームに対する補助金について。

令和5年度の補助金の内容についての、住民への告知と、地元建設業者及びその関連業者との補助金申請に対する連携がどのように行われているか。行政サービスの一環としてお聞きします。回答を。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 齊藤議員の質問なんですけれども、村の事業でなく、国の補助制度の告知を行っているかとの内容と認識して、国の補助制度は村の一般事務ではございませんが、答弁をさせていただきたいと思います。

新築住宅リフォームに対する国土交通省、経済産業省、環境省の3省で、住宅の省エネ化を促す国の補助金につきまして、調べた限りでは、住民への告知は行っておりませんでした。

また、地元建築業者及びその関連業者との、補助金申請に対する連携等も行っておりませんでした。以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほどのローン減税に関してもそうなのですが、制度が決まっている以上、なおかつその制度を利用するためには、申告が必要になってきます。申告をするためには、知っておくというのが前提にあります。知らなければ何もできません。

先ほども申したように、行政サービスの一環、榛東村の行政の予算に反映されない部分ではありますが、住民は榛東村に確実にいるわけです。そういう人たちが利用できない制度、私はこういう制度があってはいかんというふうに考えています。

制度があるのだから、榛東村に住んでいる人たちが、当然のように利用できる、そういうシステム、あるいはスキームを、今後、榛東村には考えていってほしい。

もう一度言います。知らなければ申請はできません。申請をしなければ、その行政サービスを受けられない。そして榛東村に住んでいる人たちの、これは福利厚生にかかわるサービスだというふうに私は考えています。その点を念頭に入れて、今後、ぜひ榛東村の広報なり、あるいは様々な告知の方法を考えてもらって、住民の皆さんが制度を利用できるようにしていってほしい。

では、次の質問に移ります。

公共建築物等木材使用推進法に関して。

防災中枢機能に関する建物に使用される木材が、どの程度なのか、具体的に、ルーム単位ではありますが、その辺の詳しいところは、ざっくりでも構いませんので、回答を。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 答弁させていただきます。

村民が集います公共施設として、温かみや安らぎを創出することと、多くの人が集まる集会所に該当します公民館施設であること、それから防災拠点としての機能が求められること、これらを考慮いたしまして、設計段階では、主要構造部の耐火要求や、内装の不燃化を図る必要がありまして、それ

らを図りながら、効果的な木材の活用を意図したところでございます。

設計上ですけれども、多目的ホール壁面に木材を多用しております。また、共用部分である廊下の作りつけベンチについても、木材で製作することとしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今、地産地消という言葉が、世間では流行しております。これは、今のところ食材に関する地産地消というふうに、私自身は認識しておりましたが、この問題を取り上げるに当たって、木材の地産地消というのもあっていいのではないかと、大本の公共建築物等木材使用推進法に関しても、ぜひ、榛東村で建てられる建物、そういったものに対して、地産地消という概念も組み込んでもらって、できるだけ地元の木材を利用していき、そのように考えていってほしいというふうに思います。

では次に、学校給食で利用されている海産物について。

一部の国で、日本産海産物の輸入禁止が行われておりますが、現在の学校給食における海産物の利用状況について、回答を。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えします。

学校給食につきましては、学校給食摂取基準を踏まえまして、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取できるようにすることが求められておまして、一部の国で輸入禁止措置が講じられる前と、変更はございません。

海産物につきましては、その栄養価の高さ、日本の食文化を踏まえ、これまで同様、学校給食への活用を行っているところでございます。

なお、10月、11月につきましては、10月につきましては、提供日21日のうち海産物を用いた献立を5回提供してございます。11月につきましては、提供日20日のうち、海産物を用いた献立を、同じく5回提供しておるところです。ほかの月につきましても、同程度の海産物を利用しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 答弁にありましたように、海産物は現在使われているということで、使用頻度に関しては、季節要因があっても、私はいいと思っているんですが、例えば、今、まさに受験シーズンになっています。魚に含まれるエイコサペンタエン酸、ドコサヘキサエン酸、そういったものは、

脳の活性化に役立つというふうに言われています。まさに、こういう時期に、魚を摂取することによって、受験の役に立つ、あるいは夏場、スタミナが必要なときに、夏ばてをするようなときに、肉類ですとか、そういうスタミナのつくものを食材に多く取り入れていく、そういった考えもあっていいと、私は考えています。

昔はなかったですが、スポーツ科学、スポーツに対する、例えば食べ物に、スポーツごとに使われる筋肉が違って、その筋肉を補強するために、どのような栄養分を摂取したら、そのスポーツに役立つのか。そういった、昔には全くなかった考え方も、今は存在しています。

そういった観点から、様々な食材の使い方、栄養の取り方、知育ということも含めて、これは今のそういう知育にも合致しているというふうには、私は考えられますので、そういったことも含めて、季節性のある給食を導入していつてもらいたい。用途ごとに利用できるような給食を導入していつてもらいたい、そのように考えています。

では、次の質問に移ります。

不法投棄と防災について。

EV（電気自動車）のバッテリー発火、爆発事故が発生しております。これは、日本のみならず世界各国で起こっておりますけれども、バッテリーの不法投棄、村内の状況について、回答を。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、村内におきまして、EV電気自動車用バッテリーの不法投棄は確認をされておられません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 答弁の内容で、安心いたしました。EVバッテリーの不法投棄、日本メーカーであれば、EVバッテリーの廃棄処分に関しては100%、確実なスキームが定まっています。日本国内の自動車メーカーの違いもありますけれども、ほかのメーカー、海外メーカーのEVバッテリーも処理するという、ある意味、日本らしい自動車メーカーというか、きめの細かい優しい自動車メーカーもあります。ほぼ、日本の自動車メーカーはそういうふうになっておりますけれども、それに関して、2番。

万が一EVバッテリー起因の火災が発生した場合、地元の消防署、消防団の装備、状況について、回答を。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） お答えさせていただきます。

EVバッテリー起因の火災が発生した場合ということで、まず消防署に確認をさせていただきました。通常車両火災の場合の対応として、燃料等の引火の可能性も含めて、化学消火剤での消火が行われ、あわせて大量の水による消火が行われるというものでございました。

EVバッテリーを積載する車両につきましては、高電圧による感電に注意しながら消火するというものでございます。また、高電圧に感電しないための対処として、高電圧のケーブルや高電圧部品には触れないように注意し消火するというものでございました。

本村におけます消防団の装備でございますが、通常装備の中では、高電圧の対応装備は配備されておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今の答弁にありましたけれども、2次災害、3次災害のおそれもあります。そういったことも十分注意していただいて、装備ということで質問をしたんですが、これに関しては、予算の関係もあると思います。

今後、EVの普及、電気自動車自体の普及率がどの程度上がっていくのか、これに関して、現状を考えると、ある意味頭打ち、ピークアウトしているような状況になっているというふうに、データでは出ています。ある時期導入は多かったけれども、購入者は多かったが、今のところ、どんどん少なくなってきている。EVの利便性が本当にあるのか、EVの効果が本当にあるのかどうかというのが、ここに来て疑問視をされています。

そういった観点で、普及率がどんどん下がっている、購入率が下がっているというふうに考えられていますが、状況はまだ分かりません。十分、不法投棄、それには注意していただいて、3番の質問に移ります。

前質で述べた、先ほども2番で言いましたけれども、火災が発生した場合の対応、対処方法の、村民への告知について、村の考え方はどうなのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） まず、火災そのものでございますが、火災が発生した場合につきましては、むやみに近づかず、速やかに消防署への火災の第一報をお願いしたいと考えております。

また、高電圧バッテリーの場合、バッテリー内の残エネルギーによって高温状態が継続するため、バッテリーを冷却するために大量の水が必要であります。単体での出火による火災の場合に対応しても、他の可燃物に引火する注意がございますので、火種とならないよう、対処いただきたいと考えております。

また、不法投棄につきましては、犯罪であり、村では不法投棄のパトロール等を行っております。

不法投棄と思われる場所や、不法投棄を見かけたら、役場、警察署へご連絡をお願いしたいと思います。

また、村民への告知等につきましては、全般的な対処としましては、一般の火災と同様ではございますが、火災、救急等が必要な場合の通報については、既に周知を行っており、不法投棄のバッテリーによる火災等が地域の問題となっていない状況から、誤った情報を受け取られないように対処したいと考えております。

なお、春と秋に、各分団を通じた火防のビラ配りにより、火災繁忙期前の注意喚起を行っているほか、消防団による歳末夜警や定期訓練の巡回などを実施し、注意を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） EVに関しては、地球温暖化対策ということも含めて、様々なこれも補助金が出ております。先ほども申しましたけれども、今後のEVの普及率がどのようになっていくのかというのは、全く分かりません。

ですが、ここで私の考えを述べますが、以前の議会において、私自身は、地球温暖化は懐疑的というふうに発言しております。二酸化炭素の排出量が本当に地球温暖化の原因なのか、実際はそういうことでは全くなく、地球本来の活動によって、あるいは宇宙を含めた太陽の黒点の運動ですとか、そういったことも含めて、地球が温暖化しているのではないか、そのように私は考えて、以前の議会で、地球温暖化に対しては懐疑的ですよというふうなことを述べました。

昨今、ノーベル物理学賞を取った学者が、あるいはノーベル賞を受賞した学者、そういった人たちが、地球温暖化の原因は二酸化炭素ではないのではないかと言い始めました。過去の歴史を見ると、学者、自然科学の学者がそういったことを言い始めると、ある意味、そのとおりになるというふうなことを、私は過去の学習において、いろいろ知識を持っています。

例えば、皆さんもご存じのように、天動説と地動説、こういったケースもあります。

とにかく、今後、様々なことで二酸化炭素の排出を削減するという事で補助金が出ると思いますが、私の質問は、常に一貫しています。行政サービス、その行政サービスがあり、地元の人間たちがきちんと受けられるかどうか。

そういったことを踏まえて、今後、皆さんの仕事の中で知恵を使って、結局は村に下りてくる予算でしか対処はできないということではなく、それ以外の県や国からの補助金を、まさに知恵を使って利用して、地域住民の生活向上、行政サービスにつなげていってほしいと考えています。

人手が少なく、そこまでやれないというふうなこともあるかもしれませんが、ただ、そうは言っても、やらなければいけない部分になります。そうであれば、仕事改革も含めて、今後、考えていってほしい。ぜひやってください。

これで、私からの質問は終わります。

○議長（生方勇二君） 以上で、4番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時15分休憩

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位5番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君登壇〕

○5番（須田仁美君） 皆様こんにちは。議席番号5番須田仁美です。

傍聴席の皆様におかれましては、いつも議会を見守っていただき、ありがとうございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

通告書に記載の4項目について質問させていただきます。

早速ですが、1、村所有の財産、施設や公用車などのさらなる有効活用をということで、村民の地域活動や地域の交流活性のために施設や公用車などの活用を考えていただきたいと思い、質問させていただきます。

（1）各地区コミュニティセンターの多世代交流センターとしての機能についてです。

各行政区にあるコミュニティセンターでは、会議で集まったり、育成会や長寿会などでの利用など多くの方にご活用いただけていると思いますが、目的の制限をせずにもしコミセンが開放されていたとしたら、放課後に友達と集まって宿題をやってもよいですし、そこに地域の高齢者の方々が分からないところを教えてあげるという交流も生まれるかもしれません。自治会長さんのご協力なくてはできないことですが、月に1度でも2度でも、ただ目的なくテレビを見たり雑談したり、誰でも立ち寄れる居場所として、夏のクールシェアとして、冬はあったかシェアでもいいです。ある地区では、今年の夏、当番制で誰かが管理をしていないということもなく、クールシェアとしてコミセンを開放していたそうです。ふれあい館を憩いの場としている方々もいるでしょうし、これからできる防災中枢機能施設も、もちろんより多くの村民の集う場所となるでしょう。

しかし、交通弱者の方々には地域のコミュニティセンターが一番行きやすいと思います。会合など目的のある集まりではなく、誰でも集まりやすい場所、誰でも集まれる場所として、各地区のコミュニティセンターを開放し、子どもやお年寄りまでの多くの世代が過ごせる場所の提供をしたとき、施設利用に係る光熱水道費など、その費用について村が補助金支援を行うなど、地域交流の居場所づくり、住民福祉のためにぜひ村からの支援策を行っていただくことはできませんか。お伺いします。

それでは、以降、自席にて順次質問します。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 各地区に設置されていますコミュニティ共用施設の件でのご質問ということでお答えをさせていただきます。

初めに、コミュニティ共用施設の設置及び管理に関する条例というものがございます。この中で、「住民の文化の向上と福祉の増進を図り、教養と娯楽の場を提供し、まとまりのあるコミュニティを形成するため、コミュニティセンターを設置する」とあります。また、同第4条では、施設使用の承認について定められております。コミュニティ共用施設の設置及び管理に関する施行規則において、利用条件がございまして、第2条でございまして、「コミュニティ共用施設の利用時間その他の利用条件は、管理に関する事務の委託を受けた者」、ここでは管理者と申しますが、「あらかじめ村長の承認を得て定めるものとする」とあります。ここで言う管理者とは、各自治会の自治会長さんとなります。また、使用の承認につきましては、第3条、条例の第4条の規定との関連でございまして、「コミュニティセンターの使用の承認を受けようとする者は、コミュニティセンター使用承認申請書に所定の事項を記載し、管理者に提出しなければならない」となっております。これらの条例、規則に基づき、各区のコミセンの利用は取決めをされていることと思います。

本村において、コミュニティ共用施設の設置は、昭和53年度から各地区に設置されていた集会所を村有施設として位置づけ、国の交付金を活用して昭和53年の12区のコミュニティセンターを皮切りに順次設置を進めてまいりました。また、その後、老朽化等の改修も、地元意見聞きながら、村の予算を使用し進めてまいりました。自治会組織単位での施設を公有化しておる自治体は極めて少ないと認識しております。

こうした施設の設置目的、また管理者にご理解をいただき、地域の住民のために積極的に活用を今後ともしていただければと考えております。行政としましては、そのために必要な相談についてはいつでも対応したいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 詳しいご説明と随時ご対応いただけるということで、ありがとうございます。

人口横ばいで世帯数増加の傾向の榛東村です。新たに村に移住する世帯も増えています。自治会などの地域団体、各ボランティア団体が横の連携を取り、地域主体で住民自治を行い、行政と地域住民が協働してまちづくりをしていくことが住民の満足度につながるとされています。

過日行われた支え合いマップづくりは、顔の見えるお付き合いから地域で支援する協働の一つだと思います。村が長年してきたこのすばらしい取組は、地域交流がなくてはなし得ないことです。少子高齢化の進む中でも、これからの村が支える世代の方にも顔の見えるお付き合いがしっかりと続くように、村からの働きかけや支援は何ができるのか、多世代にわたって交流し、各団体の横のつながり

も維持されるような取組、支援をぜひお願いいたします。

(2) です。公用車貸出し制度についてです。

地域活動で村のためにボランティアをしてくださっている団体や、日々村のために活動していただいている消防団の方の利用、そのほかの地域交流のためになる利用について、村所有のバスなどの公用車が空いている日に貸出しできるように整備してはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 公用車の貸出しについて答弁させていただきます。

企画財政課で現在集中管理している車両は29台、特別会計等を含めると合計で50台ございます。現状、村では公用車貸出しに関する条例や規則等はなく、貸出しは行っておりません。

近隣の状況を見ますと、群馬県ではEVの利用機会創出とCO₂排出量削減の提言を目的に、公用車として導入した電気自動車を土曜、日曜、祝日に一般に貸し出すカーシェア事業を行っております。また、長野原町では、群馬トヨタ自動車と連携して、公用車を休日に住民や観光客などに貸し出して共同利用するカーシェア事業を行っております。

村といたしましては、現段階では、こういった県内の動向の注視を続けながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

昨日、議長が消防団の支援についてご質問されていましたが、地域活動その他の活動でも成り手不足が全国的に言われています。ぜひ皆さんの活動を後押しするような支援として考えていただけたら幸いです。

(3) テントやパイプ椅子等の備品の貸出しについてです。

こちらについても、村の各団体が活動に利用したいときに借りることができるような制度はありますか。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） まず、庁舎管理の備品についてお話をさせていただきたいと考えております。

庁舎内で使用されることが前提となっており、こちらの備品については第三者などに庁舎外での貸与を考えておりません。また、庁舎内での会議等で使用される備付けの机、椅子等についても、これを前提として使用いただいているところでございます。

また、中央公民館ではございますが、こちらにつきましては、各地区で行われております夏祭りなどの行事で、屋外仕様のパイプ椅子や机、テントの貸出しは行っております。こちらにつきましても、個人への貸出しは行っておりませんが、自治体や育成会などの団体での借用を希望する場合は、申請書を事前に提出いただき、教育委員会の許可後、貸し出す流れとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、借用団体実績につきましては、本年度につきましては団体が1件のみという状況でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 要望等があれば、随時中央公民館のほうから、テント、机、椅子、パイプ椅子等、貸出しができるということによかったです。今回、今年は1件ということで、ぜひ借りられることを村内各団体に広く周知できるように整備していただきたいです。

次に、（4）役場駐車場にはEV充電スタンドが設置されており通電していますが、充電設備に電源を接続したりして、本村に観光などで来村した方の駐車スペースとして、庁舎や周辺の駐車スペース、例えばふれあい館や防災広場、ふるさと公園などの駐車スペースをRVパークとして利用できるようにすると、温泉の利用の増加や周辺飲食店の利用など、村の活性化に寄与ができると思います。

RVパークは、ごみ処理の制限やトイレが24時間利用できたり、電源100ボルト利用などの利用のための施設要件がありますが、同協会の湯YOUパークやくるま旅パーク、ぐるめパークなど、そういったものは登録料もかからず無料です。宿泊、駐車スペースのみの提供でパートナー施設となることが可能です。そういったサイトに登録しておくことで、夜間の利用者がいない時間のスペース有効活用と収益も生まれ、村外の人が村に来るといった活性にもつながるのではないかと考えますが、どうでしょうか。村のお考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） まず、役場駐車場に設置されておりますEVの充電スタンドについてご説明させていただきます。

こちらのEVスタンドにつきましては、平成26年に設置させていただき、現在も利用されております。なお、EVスタンドにつきましては、設置当時は環境問題等の観点から、電気自動車の普及を目的に、多くの自治体で役場などをはじめ公共施設に設置された経過がございます。現在では、公共施設だけでなく、商業施設やコンビニなど民間での設置が進んでいることから、村ではEVスタンドの増設予定はございません。

また、役場駐車場ではございますが、基本的に役場に来庁される方の車が駐車するスペースということで管理をしており、昼夜問わず入退場はできる状況とはなっておりますが、今後もRVパークな

どの利用を目的とした駐車スペースの提供は考えておりません。

なお、RVパークを求める声があることは承知しておりますので、管理面や安全面などの対応も必要であり、まずは公共施設のRVパークへの対応について、情報を集めながら考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 今後研究いただけるということで、ありがとうございます。ぜひ、ほかにも施設や公用車など、村所有のものを村民の福祉サービスや活動支援に活用できることはないか、研究いただけると幸いです。

では、大問2、関東大震災から100年の年も終盤に差しかかりました。防災計画の見直しはということですが、（1）災害対策の研修についてです。

防災計画は随時見直しされているのだと思いますが、災害を経験した地域から学べることがたくさんあると思います。そういった災害対策についての研修に参加はされていますか。お伺いします。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 本年度の研修でございますが、本年6月には消防庁が開催した市町村長の災害対応力の強化を目的としたオンラインの研修に、村長、副村長が参加されました。また、過日、群馬県において実施されました群馬県・市町村防災トップセミナーが開催され、本村からは村長、防災担当である総務課の課長、防災担当者が出席をしております。これらのセミナーに参加するとともに、そこで得られた情報を村で生かせるよう考えるとともに、職員の研修についても今後実施できるよう情報収集を進めたいと考えております。

また、過去におきましては、自治会連合会向けに、前橋気象台の職員を招聘し、台風19号の天気図に基づき気象図の見方の研修等も行いました。本年は12月に、昨年度作成したハザードマップを活用したマイタイムラインの研修を自治会連合会向けに実施する予定であります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 随時研修していただいているということでした。防災意識を高めるとともに、もしもの災害時にしっかりと機能する体制を整えられるよう、まずは指揮する職員の方々の防災研修から、資質向上と意識改革の人材育成をお願いいたします。

次に、（2）と（3）ですが、関連する質問のため一括でお伺いします。

先月、医療的ケアの必要な要介護の方が、災害時に高齢者福祉避難所に直接避難できるようになる協定が結ばれました。村長の掲げる「赤ちゃんから高齢者まですべての人にやさしいむらづくり」を

着実に実現していただいていることに感動いたしました。

また、過日の支え合いマップづくりにおいても、ふだんの見守りを含め、災害時の誰一人取り残さない支援として、地域の見守り、いざというときの支援について、各地域の支援者の方々による情報共有がされました。そこで、もしもの災害時の断水や突然の断水を含め、要配慮者の中で自宅避難をされる方への支援はどのように行われることになるでしょうか。

例えば、自宅避難の要支援者の方には、断水の状況でトイレの利用も難しいのではないかと思います。そのような方々を含め、どのような対応を検討されていますか。お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） まず、ご質問の中で、要配慮者につきましてご説明をさせていただきます。

要配慮者につきましては、地域防災計画におきましては、高齢者や障害をお持ちの方、車椅子の方、乳幼児等を対象とし、記載をさせていただいているところでございます。要配慮者の方々について、避難所への避難や避難所での生活が難しいなどの考えから、自宅での避難を判断される場合や福祉避難所へ避難される場合などが考えられます。まずは近隣の方々によるお声がけ、在宅避難を選択されている方については、自主防災組織等と連携し、在宅避難されている状況を把握するとともに、必要となる配給物資の確認とその配給方法について、自主防災組織と連携し村として対応したいと考えております。

近隣、近所の方々につきましては、ふだんから顔の見えるお付き合いをされている方ですので、皆様の協力を得ながら対応することが大切と考えております。また、災害時以外の断水につきましても、状況により対応する方向になるかと思えます。よろしくお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 災害断水時に、いつもどおりに使える水の要らない微生物処理のバイオマストイレというものがあります。北海道苫小牧市では、福祉バイオトイレカーが公用車となっています。緊急減災・防災事業債を活用して導入を検討した自治体もあるようです。ぜひ他自治体の取組も参考に、災害などで突然断水が起きてからではなく、平常時から防災対策を講じていただけたら幸いです。

また、初めの質問にもありますが、ふだんから顔の見えるお付き合いで、もしもの自宅避難時に水などの支援物資の届け合いもできる地域づくりが続くことを切に願います。

次に、（3）備蓄衛生品についてです。

東日本大震災のとき、避難所や仮設住宅に避難した方々の中で、女性の生理用品や赤ちゃんの紙おむつ、歯ブラシ、ウェットティッシュなどの衛生品の要望があったと伺っています。村では衛生品はどのようなものがどの程度備蓄されていますか。お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） まず、村での災害備蓄品としましては、ペットボトルに入った飲料水や長期保存できる乾パン、ビスケット、無洗米などの食料品、またレトルト食品のほか、生理用のナプキン、赤ちゃん用の紙おむつ、乳児のための保存の利くミルクなども備蓄をしております。備蓄品の数量につきましては、種類により異なりますが、例えば飲料水、ペットボトルですと、500ミリリットルのものが、こちらの道を挟んだ南側ですが、防災広場の倉庫に約6,000本、また2リッターのものについては3,000本といったように本数をそろえております。また、アルファ米については7,500食等をご用意させていただいています。また、生理用ナプキンですが、こちらにつきましては1箱に18枚入っているものですが、こちらを15箱、そのほかに非常用のトイレ5セット等をご用意させていただいております。また、使い捨ての哺乳瓶ですが、こちらについては防災広場の倉庫に25セット用意をさせていただいているような状況でございます。

また、備蓄品等ではございませんが、消毒液につきましては、健康保険課で保存しております消毒液等を利用できるように手配をさせていただいております。また、広報しんとう6月号でございますが、榛東村ハザードマップの紹介、活用と併せまして、風水害への備え・注意点、非常時持ち出し品チェックリスト、非常備蓄品を掲載しております。こちらのほうをご覧くださいまして、非常時の備えとしていただければと思います。また、日常利用されている歯ブラシや爪切りなどのアメニティー、また個々で必要になるものにつきましては、各家庭で改めてご覧いただき備えていただければと思います。

令和7年8月の開館に向けて、現在防災中枢機能の建設が始まっておりますが、当施設の開館に合わせ、備品の品目につきましては見直しを含め考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 防災中枢機能施設が供用開始に合わせて備品の見直しがあるということですので、研修なども参考に、実際体験を基にどのようなものがどの程度必要であるか、精査して備蓄していただくとともに、庶民の災害時の、先ほどお聞きした非常時持ち出し品チェックリスト、全世帯の方が準備できるような周知徹底を今後もよろしく願いいたします。

次に、大問3、凸凹を補い合い、認め合うむらづくりへと題しまして、発達障害の支援体制について、まずは幼小中の子ども期からの支援についてお伺いしたいと思います。

過日、北小学校で開催されました榛東村人権教育公開授業での教育長のお話で、お互いによいところを見つけ合う村になってほしいとお聞きしました。私も本当にそう思います。発達障害のある息子の子育てにおいて、どうにかできないところを埋めて、みんなと同じように暮らせるようにと頑張っ

でも、かえって逆でありました。悪いところを直そうではなく、よいところを褒めて伸ばす。教育長のおっしゃるとおりなんです。発達障害と言われますが、ほかの人よりも凸凹の起伏が大きい子なんです。凹のほうを埋めようとする、できないことで自己肯定感を失い、また何度も注意されるので人間関係も嫌になるなど、2次的影響も出てくるといいます。

そこで、（1）榛東村の、特に小学校、中学校での発達障害の支援体制はどのようなものであるか、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えします。

発達障害のある子どもを含む特別な支援を必要とする児童生徒に対しましては、障害の状況や特性を考慮しまして、保護者の同意を得て、特別支援学級、通常学級のいずれかに在籍をしております。特別支援学級では、自立や学力保障に向けたきめ細かな指導を行っております。特別支援学級に在籍する児童生徒は個別に連携する学級を持っておりまして、一部の教科等で通常学級の児童生徒と共に学習に取り組んでおります。

本村におきましては、特別支援教育支援員を複数各校に、配置をしております、これは他の地域に比べても手厚い環境を整えている状況と考えております。一方、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対してですけれども、これは教科指導を担当する教員と共に学習支援員が指導に当たり、きめ細かな指導支援を行っておるところでございます。指導に関しましては、児童生徒の特性、発達の状況等に応じた適切な支援方法を記しました個別の教育支援計画、そして教育内容の詳細な計画であります個別の指導計画を児童生徒ごとに個別に作成をしまして、教職員間で情報を共有して、計画的、継続的に指導支援を行えるように努めております。

なお、個別の教育支援計画及び個別の指導計画につきましては、毎年加筆修正を行いまして、学校種を越えて引き継ぎまして、指導支援を継続的に行えるように努めておるところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 詳しくご説明ありがとうございます。

調べたところ、全国には知的障害の支援学級はあっても情緒支援のタイプの学級はない自治体がまだたくさんあるということで、村では支援学級でも村独自の支援員の方の配置で手厚くしていただいているほか、通常の学級でも学べるように補助体制も整っているのだということが分かりました。

では、次に（2）発達障害のための研修体制の整備や各関係機関との連携体制についてです。

十何年前は、お父さんやお母さんが自分の子どもの行動がほかの子と違うかもと気づいても、小学校に入ってみないと分からないからと言われ、様子を見ていたような時代でした。近年では、健診な

ども発達障害の子などの発達の特徴など、小さいうちから出ていないかなどを調査して、早くから療育など対応しやすくなったのではないかと思います。ADHDや学習障害など、はたからは見分けにくく理解もされにくいこともまだまだ課題です。まずは先生など、子どもたちに接する方の理解が重要だと思いますが、発達障害の支援のための研修体制について村ではどうなっていますか。お伺いします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えします。

発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもへの指導に関する研修、これを行うことにつきましては、議員のおっしゃるとおり、困り感を抱える子どもを早期に発見して、適切な指導支援を展開することにつながると考えており、重視をしております。必要な指導支援を行うためにも、困り感を抱える子どもをできるだけ早期に発見することがとても重要で、そのためにもまず子どもの抱える困り感を具体的に理解すること、それをまず大事にしているところでございます。

教職員には、その経験年数等に応じまして、群馬県総合教育センターや教育事務所等と連携共同しまして、特別支援教育全般についての研修機会を複数設けておりまして、発達障害等に関する研修もその中に含まれております。村独自の研修も設定をしております、今年度は3回の研修機会を設けたところでございます。

去る11月15日には、臨床発達心理士、公認心理士を講師として招聘しまして、発達の気になる子どもの理解と支援について、村内の幼稚園、併せてこども園、保育園の教職員合同の研修会を開催したところでございます。

関係機関との連携体制ということと言いますと、県の教育委員会のスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー、保健相談センターや医療機関等と連携しまして、教育支援委員会やケース会議等を行い、当該児童生徒の実態や困り感の把握、指導支援計画の見直し、指導支援計画に基づく適切な指導等について確認検討を行い、組織的な対応に結びつけているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 学校だけではなく、幼稚園、保育園、こども園と、小さいうちからの子どもたちに接する先生方々とで合同で研修していただいたということで、幼小中の連携を行う榛東村ならではのスケールメリットを生かした、本当の細かい研修をしていただいてありがたいと思っております。

また、先ほどのところにもなりますけれども、小学校から中学校に行くところまで、個別支援計画や指導計画、継続的な支援を、新しいところに入學するという不安なところでも、きちんと次の先生

につながられるというところもすばらしいと感じました。

今後も、村の健康保険課など含め、各機関と連携していただいて、困り感の抱える子、よく困った子と思われるかもしれませんが、本当はその子自身が困っている子だということを村の方々、全ての方々が理解できるようなむらづくりとなつていただけることを願っております。

次に、発達障害を持った子を育てる方々が、子育ての悩みや疑問を共有する人がなかなかいなかったり、大変さを抱えている場合も多いです。群馬県作成のぐんまスマイルライフ、群馬県結婚・子育て応援ポータルサイトに、子育て講座「ほめトレ」という動画があります。「ほめトレ」は良好な親子関係をつくり、効果的なしつけを行うためのコミュニケーションを学ぶ子育て講座プログラムだそうで、とても分かりやすいです。近隣でも渋川市などでリンクを貼っています。

さきの方々の一般質問でも、度々村ではなく県や国のサービスも周知をとうたっていたらいいと思いますが、村にはすばらしいホームページがあります。ぜひ村では細かく伝えられなくても、他機関や県、国へのリンクは貼れますので、村民が村のホームページから探せば有用なサービスについてよく分かるというようなホームページの充実をぜひお願いしまして、次、最後の質問に移ります。

4、犯罪被害者等への村の支援はということです。

犯罪被害者等基本法が成立してから、毎年12月1日の今日までの1週間、犯罪被害者週間として期間中の集中的な啓発事業等の実施を通し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の変容への配慮の重要性等について、国民の理解を深める活動を警察庁で行っています。

(1)です。県や近隣自治体でも、見舞金制度などの創設等、犯罪被害者支援の条例整備が進んでいます。村でも犯罪被害へ心を包む優しい支援を途切れなくということで、犯罪被害者等を支援する条例の制定へのお考えはありますか。村長にお伺いします。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 須田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議員の質問の中でもありましたけれども、犯罪被害者等基本法の第5条の規定に地方公共団体の責務が有するというところで条文載っているわけでありましてけれども、市町村が担う役割とは、住民にとって最も身近な存在であり、かつ各種保健、医療、福祉制度の実施主体であることから、国や県との連携協力を図りつつ、犯罪被害者からの相談や各種支援制度の案内、関係機関や団体に関する情報提供等を行うこととされております。

犯罪被害者及びそのご家族は、犯罪による直接的な被害だけではなく、やはり2次的被害にも苦しむ状況にあると伺っているところであります。条例を制定し、犯罪被害者等支援の社会的機運を高め、地域全体で犯罪被害者を孤立から防ぎ、様々な関係機関と連携、協力した支援を行う体制を村としても構築していきたいと考えているところであります。

本年の10月の時点で、県内の21自治体が既にこの支援条例を制定済みであります。本年度中にさら

に10の自治体も条例制定の予定ということで聞いておりまして、私としましても本年の10月に、このようなことから犯罪被害者支援条例の制定に向けて調査と準備をするように既に指示をしているところであります。今後の予定としましては、令和6年の第1回の定例会に条例案を上程させていただきたいと考えているところであります。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） もう10月には既に制定に向けて働きかけを行っていただいているということで、ありがとうございます。

では、（2）です。

犯罪被害者とならないための取組はということで、まずは被害者にならないのが一番であります。最近SNSで知り合ったなどで、見ず知らずの人に会ったために殺害されてしまった痛ましい事件が立て続けにありました。子どもたちに、SNSで絶対に会わないこと、そういったことを周知することも、学校等でも何度も何度もやっていただきたいですが、村での犯罪被害者とならないための取組についてどのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えをいたします。

議員も紹介していただきましたが、まずは住民の皆さんお一人お一人が各家庭の中で、またご家族とお話をしながら、しっかりと犯罪被害者とならない、また犯罪に巻き込まれないための意識づけ、また対策を講じていただくのが第一である、重要であるというふうには考えているところです。

村としましても、そうした意識づけ、また対策のご支援をすることとしまして、村の各課、教育委員会事務局をはじめ関係機関、関係団体と連携をしまして、住民が犯罪被害者とならない、犯罪に巻き込まれないための様々な取組を実施しております。

一例を申し上げさせていただきますと、まずは村広報紙やホームページ、回覧、しんとう安心・安全メールを活用しました注意喚起を行っております。そして、総務課の事業になりますが、高齢者の詐欺被害を未然に防ぐため、留守番電話設定や録音機能付の電話機等の購入費用に対する補助金を交付しております。また、村内の園児や児童生徒を対象にするものとしましては、「いかのおすし」や「おぜのかみさま」など簡単な標語や、また各種教室、集会や講演会の機会を活用しまして、様々な啓発や注意喚起などを行ってきているところです。

さらに大きな枠組みとしての取組になると思いますが、「社会を明るくする運動」や人権教育推進協議会の活動も挙げられると思います。「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない安心安全で明るい地域社会を築くことを目的に実施をされている運動で、村では保護司や更生保護女性会の皆さんが中心となり、村内にある矯正施設への慰問をはじめ、中学生との話合い、幼稚園、こども園等へ

の広報活動、お手製のDVDを作製しての啓発活動など、村内から犯罪や非行をなくすために活発な活動をしていただいております。

また、人権教育推進協議会は、住民生活課や教育委員会事務局、村内関係団体の代表者で組織をしております。人権教育の推進や明るい地域社会を形成するために、毎年広報「ひかり」の発行や人権パネル展の実施、各種研修会の開催など、多岐にわたる取組を実施しております。去る11月24日には、講師をお招きして、家庭、学校、地域で子どもの安心安全を守るとの演題で講演会も開催をしたところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 人権を守る榛東村、本当に数多くの取組をしていただいたり、独自のDVD作成をいただいて、非行や犯罪のない社会を目指していただいたり、広報の「ひかり」や人権パネル展、そのほかに先日の榛東村人権教育公開授業での講演会でも私も学ばせていただきましたけれども、そういった取組をたくさんしていただいているよかったですと思います。

誰もが持つ権利である安心、自信、自由、そんな人権を守る、守られる居場所づくりを学校と家庭と地域一丸となって、子どもの頃から人権概念をきちんと持ち、被害者にも加害者にもならない地域づくりを榛東村ではずっとしてきているのだなと分かりました。

肯定的な関わりであるエンパワーメント、そういったことも前回講演会で学びましたけれども、まさにそんな人を育てるキーワードであります。今後も、地域の防災も、障害のある人も、誰をも認め合い、よいところを見つけ合う村に、そういった犯罪被害者、加害者にもならないということも、全て地域や行政、学校、家庭の共同で実現するのだと感じました。いつまでもそんな榛東村の地域の力が続くことに願いを込めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、5番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時といたします。

午後1時42分休憩

午後2時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位6番吉澤浩一議員の一般質問を許可いたします。

2番吉澤浩一議員。

〔2番 吉澤浩一君登壇〕

○2番（吉澤浩一君） こんにちは。議席番号2番、吉澤でございます。

傍聴席の皆様におかれましては、いつも大変ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

本日の質問については、通告に基づき2項目の質問をさせていただきます。

まず、9月定例会で質問いたしました消防団員確保についてを踏まえ、秋季点検の実施結果及び従来からスポレク、ママフェス等、本村のイベントにおいて消防団募集のPRをしていただいているところではありますが、何をどうしたら消防団員募集ができるのか、簡単でないことは十分承知しておりますが、来年度に向けてお考えを伺えればと思います。

以後は自席にて順次ご質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

過日行われました秋季点検でございますが、こちらにつきましては、消防車両の展示イベント等を含め、9月の村内の回覧並びに広報しんとうの9月号で実施の周知を図ったところでございます。

当日はあいにくの曇り空の下ではございましたが、団員の家族の方を中心に150名ほどの見学の方が見られました。点検では、小隊訓練やポンプ操法を披露し、日頃の訓練の成果、また団員の家族の方はもとより、村民の皆様に見ていただけたものと思います。

また、イベントにつきましては、渋川広域消防署と連携させていただき、防災体験イベントを行いました。煙体験のハウスによる煙の体験、また水消火器を使用した操作体験、こちらは主にお子様対象となりますが、子どもに体験をしていただきました。そのほかに災害用備蓄品物資の配布、消防団車両並びにはしご車等の展示を行い、消防団の活動のPRを実施したところでございます。

秋季点検の終了後につきましては、後日になりますが、消防団への入団について問合せもございました。また、11月10日には本村の女性消防団員が一日消防長に委嘱され、村内の商業施設で防火のPRを行ったところでございます。

消防団活動は、出火時の火災活動等のほか、日常においても、ふだんからの夜警や歳末夜警、消火栓・防火水槽の点検、過日行われました住民支え合いマップづくりに参加し、地域の実態を把握するなど、地域ボランティアとしての重要な組織となっております。

今後も、消防団活動をアピールできる機会があることは、村民の方々に消防団を知っていただくよい機会であり、消防団としても初めて実施できる内容等についてもよい機会だったと団員から伺っております。また、広報しんとうでは、10月号で消防団員の募集を行っております。今後につきましても、消防団本部と相談しながら、様々な機会において活動をPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

消防団員の少ない中、私も先般消防団にお伺いしまして、消防団に私をならせてもらえるかという

お話をしましたところ、そのデブの体でびっこ引きながら駆けずり回られると、ちょっと目立って2分団が笑われるから勘弁してくださいと断られたんですけども、笑い話でいいんですけども、先月15日頃、テレビでこうやったら簡単に痩せるという番組を見まして、それを15日間やったら5キロ痩せたんで、あ、これ消防団員になることも可能かななんて思っている次第でございます。すみません、余計なことを言って。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、本村在住の外国人の子どもに対する受入れ体制についてでございます。

簡単にこういう質問すると、外国人が迷惑であるとか、外国人が嫌なのかなという質問だと思われる方もいらっしゃるかもしれません。私は全く真逆でございまして、日本の子どもであれ、外国の子どもであれ、人間の宝物だと思っております。そこで、外国の方には、労働者、単身者、家族帯同で住んでいられる方や永住を予定している方がいるかと思えます。そこで、本村では外国人子どもに対して、特にどのように学校に受入れ体制をつくっているかというご質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 答弁をさせていただきます。

まず、実態でございますが、外国籍の児童生徒の就学の状況でございます。

本村の幼稚園、小中学校に在籍をしている外国籍の子どもにつきましては、現在のところ14名となっております。なお、国籍や母語は複数となっております。

受入れ体制ということでございますけれども、外国籍の方が本村に在住する場合につきましては、日本国籍の子ども同様に住民票に基づき学校指定を行い、幼稚園、小中学校で受け入れ、通院、通学できるようにしております。なお、様々な事情により住民票が取得できないお子さんにつきましては、居住地や個別の事情等を考慮しまして、県教育委員会と確認の上、村内学校、園で必要に応じて受入れをしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） 次に、日本語を話すことに難を感じる子どもたち、日本語が話せるけれども、普通に生活ができるよと、いろいろな子どもたちがいらっしゃると思うんですけども、日本語を話すことが非常に困難だと思われる外国人の方の子どもに対して対応していること、内容をお伺いしたいです。お願ひします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えします。

新たに外国籍の子どもが就学をする場合につきましては、今、日本語を話すことに難を感じるお子さんという話がありましたけれども、そこはとても大きな要因かなど、確認すべきことかなというふうに考えております。教育委員会事務局職員がまず保護者と面談を行いまして、保護者の願いですとか思いを聞き取るとともに、就学・就園に関する説明を詳しく行っておるところです。その際に、例えば来日したばかりで日本語の習得状況が低くて、学校生活になじむことに困難さが予想される場合につきましては、学校へ在籍する前に教育委員会事務局の職員が一定期間1対1で日本語の指導を行う日本語初期指導室、プレクラスを実施してございまして、日本の学校生活に必要な、基本的な生活習慣ですとか日本語指導、それから教科学習の導入部分、入り口のところですね、などを行った上で、学校、園等の就学を進めるようにしております。

そして、就学に際しましては、学校においても保護者との面談を行いまして、学校生活についてですとか、家庭の方への連絡方法等について確認をして迎え入れているという状況がございまして、学校生活が始まりますと、担任を中心にサポートをしていくということになります。学習中には、必要に応じて学習支援員が個別の支援に当たっているということになります。

初めてほかの子どもと出会う場面ですとか、様々な活動に取り組む過程で、当該のお子さんに関する情報については、学級の子どもたちなどに必要に応じて伝えまして、関わる子どもが交流したりサポートしたりするための障壁を取り除くように努めております。なお、中学校には日本語指導補助手を配置してございまして、定期的に取り出し指導を行いまして、日本語習得支援及び学校生活適用支援を中心にサポートをしております。

ただ、外国籍のお子さんには、日本語の習得状況ですとか、文化の違い、母国との学習内容や学校の風土の違いなどによりまして、困り感を持つお子さんもいるというふうに思います。国籍や母語が多様で教職員とのコミュニケーションにも障壁が生じている現状も実際にはございまして、そのため意思疎通が不十分になり、困り感を周囲の者が捉え切れていない、そのような懸念も実際にはあるというふうに感じております。これらのことを踏まえまして、学校生活を支える環境整備やサポート体制をさらに充実させられるよう、引き続き努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） そこで英語や他の言語を話せる異文化コミュニケーションの場所、学校で大きな成果を得られる状況でありながら、日本の文化の提供だけになっていないか、危惧いたしているところがございます。

そこで、また私ごとなんですけれども、私、若い頃、アメリカ軍隊の近くに居住してございまして、週末になると米軍キャンプに遊びによく行っていました。最初の頃はまともな挨拶もできずに、ハー

イなんて言って会話を始めたんですけども、数週間、数か月過ごしているうちに日常会話が困らなくなりまして、最初は日本語英語のグッドモーニングなんてやっていたのが、しばらくするとグッモーニング、これだけで会話が始まったりして、そういうことができるようになったのは、やはり異文化コミュニケーションという場所を有効に活用していたためだと思うんです。

学校も学校教育として少しそういう、もう一押し、コミュニケーション取れる、英語が話せる、また他国語がしゃべれるような、そういうコミュニケーションの場として何かつくられたらいいんじゃないかということを考えております。現在の状況の中で、そのお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えします。

異なる言語を母国語に持ちまして、また異なる文化を背景に持つ外国籍の子どもと共に学校生活を送るということは、子どもたちの成長過程で大きなメリットになるというふうに私どもも考えております。

学校においては、日常の学校生活を通じて級友として共に過ごすことで、相互理解や双方向のコミュニケーションが進むものと考え、指導を展開しているところでございます。その中で、指導の具体的な場面では、まずどうしても外国籍の子どもに対して日本語を理解できるようにする指導を重視するというにはなりません。また、例えば文化について学ぶ中で、当該のお子さんの母国の文化を紹介する場면을意図的に設定して、共通点や相違点などについて学べるようにするなど、日常の教育活動の中で生きた教材として取り上げるためには、教科や行事とどのように関連させるのか、教員の研究が重要だというふうに考えております。今後、異文化コミュニケーションについて、直近の校園長会議の場で改めて確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

学校教育として外国人の子どもからも学び、日本文化も伝えられる教育、異文化コミュニケーションが進んだ榛東村になることが新しい形の教育ではないかと思えます。そして、その結果が人口増加及び先進的な村へと変化できる第一歩ではないかと考えます。行政のお考えをお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 先ほど答弁の中でのとおりで、外国籍の子どもと共に学校生活を送ることで、双方の子どもたちに大きなメリットがあるというふうに考えております。それは語

学に限らず、異なる見方や考え方、それから生活様式等の違いにじかに触れることで、自他の違いを乗り越えて、多様性を受け入れる信条や構えが子ども相互に自然と芽生え、高まることにつながるからです。これは人権教育としても大変有効だというふうに感じております。異なる見方や考え方、生活様式等を持つ子ども同士が日常的に関わりまして、共に学校生活をつくり上げていくという経験、これは一人一人の人生を豊かに、実りあるものにしていく一助となるというふうに思っております。そして、ひいてはこれが本村の発展に寄与するものだというふうに感じております。

私どもとしては、このことを念頭に置きまして、引き続き教育環境の改善と教育活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

決して簡単ではない問題であると存じますが、しかしながら、私たちの子どもが外国での生活を余儀なくされた場合のことを思い、何をどうしたらよいかに思いを寄せれば進化できるのではないかと考えます。これからも先進的な榛東村のためによりしくお願いいたします。

訂正をさせていただくことがございます。

先ほど消防の質問のときに、私は足が決していい状況ではないので、不適切な言葉がありましたこととおわび申し上げます。自分のことなので、そんなに言葉を選ばなくていいかなと思ったんですけども、言語としてはやはりまずいと思いました。訂正させていただきます。なお、その訂正した言葉も言うことがやっぱり違うのではないかといます。足が不自由でございました。

以上でございます。

以上で私の一般質問を終わりますが、これからもよりしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 以上で、2番吉澤浩一議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（生方勇二君） 再開をいたします。

次の質問については2時40分の再開といたします。よりしくお願いします。

午後2時20分休憩

午後2時40分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位 7 番早坂通議員の一般質問を許可いたします。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君登壇〕

○12番（早坂 通君） こんにちは。12番早坂です。久しぶりの一般質問で少々緊張しています。

本日は、1番目、図書室の統廃合について、2番目、熊対策について、3番目、交通弱者対策について質問をします。

私は、図書室は防災中枢機能施設に併設するのがベストだと思いましたが、南部コミュニティセンターに統合することに決まりました。そうであるならば、図書館としての機能を備えた施設にすることが村民のためになり、村の発展につながるのだと思います。

さて、私の認識不足で申し訳ないんですけども、1と3を別々に通告しましたが、1と3を同時に質問させてもらいます。

では、現在の南部コミュニティセンターの図書室では狭いので、広くする必要があると思いますが、村長はどのように考えていますか。

以降は自席に戻り、質問をします。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 早坂議員の質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、南部コミュニティセンターについては、担当部局が村長部局でないため、この後、所管の教育委員会のほうから答弁をさせていただきますけれども、全体としまして、やはりこの図書室の今後の在り方につきましては、私としても大きな課題であると認識しているところであります。

図書室を含めて、やはり昨日生方議員の一般質問の中でも、公共施設等総合管理計画で個別計画があるというお話をさせていただきました。その各施設の維持改修や決定に当たっては、施設の老朽化はもちろん、利用の状況、施設の目的や役割に対する費用対効果などを総合的に判断して決定しなければならないと考えているところです。村の総合計画、また財政計画との整合も必要ですし、経費の節減、同時に施設の無駄をなくすスリム化、先ほど早坂議員もおっしゃいました統廃合、それも念頭に検討していかなければならないということで、本当にそれが大切だと思っています。

ただ、図書室を含めて、村有施設全体の在り方を総合的に見てやっぱり考える必要があるということと、ただ村有施設が榛東村の場合は補助金を活用して建設や改修を行っているものが多いので、図書室の設置や、それに伴う改修となると、補助金の返還がどうなのかということもしっかりと考慮しながら検討をする必要があると感じているところであります。

人口減少、また少子高齢化というのは榛東村でも進んでいくというふうに推測されておりますし、そうすると税収も減っていくと。本当に限られた財源の中で、あれもこれもというのはできないので、あれかこれかという選択をしていかなきゃいけないなど、本当に厳しい決断をしなきゃいけないとき

もあるのではないかと私も思っているところでありますけれども、そういうところ、全体を考えた上で判断をしていきたいなと思っています。

詳細に関しましては教育委員会のほうに答弁させます。よろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） 図書館について、所管をしています教育委員会としてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

南部コミュニティセンターの図書室につきましては、蔵書及び利用者数を考えますと、現状では適切な広さではないかなというふうに思っています。ただ、中央公民館と合わせて蔵書をということになりますと、約倍になることになるわけでございますので、そういたしますと、収納そのものも困難な状況になるかなと、要するに利用に対して大変難しい状況が生まれてくるのではないかなというふうには承知をしておるところでございます。

今後の蔵書の有効活用、図書館の機能をどのように充実させて、村民の皆様は今まで以上に有効に活用していただけるかということ、環境整備を含めて総合的に考えていかなければならないというふうに考えているところございまして、そうした面を総合的にしっかり考えていくようにということで、私のほうからも指示をしたところでございます。

個別の質問につきましては、具体的なことにつきましては、担当の局長のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは私のほうからですが、数字等も含めて現状をお伝えしたいと思います。

南部コミュニティセンターの図書室につきましては、令和4年度末で蔵書のほうが1万4,000冊ということになってございます。年間の利用者数は令和4年度で1,894名だったということで、報告をさせていただいたところです。一方、中央公民館の令和4年度末の蔵書数は1万5,169冊、それぞれの図書の重複するものもあるとは思いますが、2つの施設の蔵書を合計すると、重複分も合わせますと2万9,169冊となります。

図書室につきましては、南部コミュニティセンターに集約する方向で検討は進めておりますけれども、具体的な計画の策定までには至っていないというところが現状でございます。村民の皆様の利便性を考えて、村有施設の有効活用を図る意味からも、また先ほどありました財政的な面も考慮しまして、様々な可能性を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） まず最初に、これ日本図書館協会が出しているやつなんですけれども、その中にこのように書かれています。「公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関であって、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である」と書いてあります。

さらに、これも日本図書館協会の資料なんですけど、図書館の規模としては800平方メートルが最低限必要となると書かれていますね。それで、蔵書数については今ちょっと私、計算していないんですけども、今蔵書数の話がありましたよね。それについては、人口1万8,100人までは1人につき3.6冊と出ているんですね。幾らになりますかね。この計算だと今1万4,660ぐらいでしたっけ。どのくらいになりますか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） すみません、正確な数ではありませんが、5万冊程度になろうかと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 広さについては、吉岡町の図書館は816平方メートルなんです。蔵書数には、ちょっと資料はあるんですけども、うちへ置いてきちゃったんですけども、そういうことなんです。

私は何でこだわるかというと、図書館の役割なんです。それは読みますけども、これは図書館法ですね。「この法律において、『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であるということなんです。さらに生涯学習の場でもあるわけですね。それを考えた場合、やはり最低でも閲覧室、会議室、読み聞かせのスペース、これらは必要だと思うんですね。その辺のところはどうお考えですか。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 議員のおっしゃるとおり、図書館としましては、社会教育法第9条第1項に規定をされておりまして、その第2項によりまして、別の法律、この場合、図書館法ということになると思いますけれども、こちらをもって規定するという事になっておるかというふうに思います。そして、その中で人間的な配置ですとか目的、そして広さ等について様々な規定がなされているということは承知をさせていただきます。

本村にあります南部コミュニティセンター、それから中央公民館の図書室につきましては、この図書館に当たる施設ではなく、公民館施設の中に置いてある図書の施設ということになりまして、図書館法の規定に該当するところまでの施設というふうにはなってございません。ただ、議員のおっしゃるように、図書があることで生涯学習の場として有効に活用されるように、設備等についても十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今、局長から言った、確かにそうですね。図書館は図書館法で規定された施設、図書室は図書館法と社会教育法による施設ということになってはいますけれども、ただ私もネットで大分調べましたけれども、ある自治体でも図書室といってもちゃんと今言ったような、今言った以上の閲覧室や会議室、読み聞かせのスペースなんかも持っているわけですね。

それで、何で私がこういうふうに言うかということ、やっぱり図書館、図書室にこういうスペースは絶対必要だと思うんですね。ただ部屋が1つあって、そこに本が置いてあるだけじゃ、私はそう住民に対して効果がないと思うんですよ。だから、確かにお金はかかると思います。ただ、お金はかかるけれども、そういう図書館の大切さ、住民にとって、もちろん大人もそうです。また小さな子どもにとっても大事なところなんですよ。何でかということ、読み聞かせ、今ネットがはやっていて、うちの孫なんか3年生、4年生だけれども、しょっちゅうゲームやったり、テレビでユーチューブ見たりしていますけれども、それはそれでいいんですけども、ただ絵本はどうしていいのかということ、私も保育士でしたから、保育園で読み聞かせしていました、8年間。絵本は想像力を養うということで、想像力を育む絵本の中では、子どもが実際に経験したことのない場所や風景が描かれます。日常では出会うことのないようなストーリーが展開し、主人公の気持ちになってはらはらしたり、ドキドキしたりと、子どもの想像をかきたてます。絵本の世界から広がるいろいろなイメージが子どもの想像力を育てていきます、ということなんですね。また、大人も小説を読むことで想像力を養えるということです。想像力が身につけば、他人を思いやる気持ちが生まれ、コミュニケーション力も上がるというふうに書かれていました。

まさにこういうことを考えて村民の立場に立てば、やはり少々財政負担はあるかもしれませんが、前向きな方向で検討をしてもらえたらというふうに考えておりますけれども、どうですか、村

長。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 担当部局ですので、教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、蔵書につきましてですけれども、これまでも予算の中で、現状の2つの施設で40万円の図書購入費を当初予算の中で計上させていただいております。蔵書数については、廃棄の分もあるんですけれども、年間数百冊ずつですけれども、増えてきているという状況でございます。今後も計画的に図書購入のほうを進められるよう、予算のほうもお願いをしながら充実を図っていければというふうに考えております。

また、議員のおっしゃるように、利用者の方が本と出会って図書と親しむ中で、図書を愛する人と出会って、また図書に親しみ、憩う場として、図書室ですとか、その周辺の環境設備というのは重要だというふうには考えております。

また、ここ数年で電子書籍も普及をしまして、スマートフォンやタブレット端末を利用して読書を楽しむ人が増えてきているという、こういう状況もございます。このようなことを踏まえまして、時代に合った蔵書や設備などの図書環境について検討する必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 再度重ねて言いますけれども、本当に図書館の役割を考えた場合、やっぱり子どもからお年寄りまでの村民にとって、充実させていくことは大事だと思うんですね。私が強く言いたいのは、ただ蔵書を増やすということではなくて、先ほども言いました閲覧室、会議室、読み聞かせのスペース、これ最低ですよ、吉岡町のはもっと機能があるはずで、ぐらいは備えるべきだろうというふうに考えるんですね。

改めて、図書館の機能と役割、また違う視点から書かれているので読みたいと思います。「個々人の読書、情報収集の支援場所であり、さらに利用者同士の情報交換の場で、人と人を結びつける、このように図書館は本と人と文化を結ぶところである」というふうに書かれているんですね。まさに私もそういう機能はあるだろうというふうに思います。

前橋市の図書館にこの間行ってきました。やはり多くの方が読書をしたり、何か調べ物をしたりして、時には何か初めてだろうと思われるんですけれども、会話をしていたりということがありました。やはりそういうことは大事なことだと思うんですね。だから、ぜひそういう視点を改めて持っていて検討をしてもらいたいと思うんですね。そういう視点をもう一度踏まえて、図書館の機能をどうするか考えてほしいんですね。財政の問題も分かります。でも、最終的にはやっぱり村民にとって

いいこと、大事なこと、極端に言うと村民の成長にとって必要だと思えば、少々財政がかかってもしょうがないということになると思うんですね。十分、行政のほうでは、私以上に図書館のこと、図書室のことを調べて承知はしていると思うんですけども、でも、もう一度調べていただければと思います。

私はこの資料を集めるのに丸1週間以上かかりました、ネットで。同じようなことを書かれてあったり、中には微妙に違うようなことが書かれてあったり、それはどっちが正しいのかというようなこともまた調べたりしてやりました。なもので、私も今回早く準備を始めたんですけども、とうとう昨日徹夜です、この一般質問の原稿が書けないんで。そういうことなんで、ぜひもう承知はしていると思うんですよ。もう一度、図書館の必要な機能、図書館が与える村民への影響などを考えた上で、図書館に閲覧室、会議室、絵本スペースを造るか、造らないかを検討してもらえたらというふうに思います。よろしく願いをします。

それでは、次の2の質問に移ります。

取りあえず、今の話だとすぐ図書館の増築にはかからないのかなとも思うんですけども、それならば、私は南部コミセン、図書館は2階にあります。そういうことを考えた場合、障害者や高齢者のことを考えれば、エレベーターもしくはそれに代わるような施設が大事だと思うんですね。あの階段を車椅子で本の好き方が毎回、私はどうしたらいいか分かりませんが、あの階段を上ったり下りたりはかなり大変なこと、もしかしたらできないかもしれませんね。高齢者の方もそうですね。あの階段を上り下りするのも大変だ。でも、本を読みたいという方もいるかもしれません。そういったことを考えた場合、一番いいのはやっぱりエレベーターをつけることだと思います。それができないのならば、何らかの、そういう人たちが2階の図書館へ行けるような手段も行ってほしいというふうに思います。どうですか、その辺は。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 図書室の設置に際しましては、議員のご指摘のとおり、高齢者や障害を抱える方を含めまして、全ての村民の皆様にとって使いやすい施設にしていくということを目指していくべきだというふうには考えております。

なお、南部コミュニティセンターですけれども、1階の部分を中心に、防衛省の補助事業として平成26年、平成27年度にかけまして、こちらの改修工事を行っておりまして、例えば南部コミュニティセンターを改修するということになる場合については、その内容によって補助金返還等が求められる場合もございます。

図書を集約して利便性の高い施設とするために、改修、あるいは備品購入を検討する必要があります。どのような使い方がよりよいのか、また予算措置をどのように考えていくのか、総合的に考えて慎重に検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 2の熊対策について質問をしたいと思います。

あるデータによると、平成21年から令和5年11月8日までは、村内では熊による人身被害は発生していないようですが、1か月ほど前でしたか、榛東村とどこかの町村境に熊が出没したというふうに聞いています。

今年は天候の関係で、熊の餌になるブナ、ミズナラなどの堅果類の不作が影響して、人里に餌を求めて多くの熊が出没したとのこと。じゃ来年は大丈夫と思いたいのですが、残念ながらこの悪天候、この天候の変化は今後も続くようです。そうすると、来年以降も熊の出没が続くと思われます。よって、熊をはじめとする獣対策を強める必要があると思います。とりわけ、人的被害が発生しないように対策を行う必要があると思います。現在、行っている対策はどのようになっていますか。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 先ほど早坂議員が申されたとおり、本年は全国的に熊に襲われたなどの人身被害が多くなっているとニュース等で報道されております。本村においては、熊の人身被害は今のところございません。

現在行っている対策ですけれども、山林部から住宅付近にかけまして、10か所程度捕獲おりを設置しております。猟友会の方に毎日わなの見回りを依頼しております。最近、先ほど早坂議員が申されたとおり、熊らしき動物の目撃情報もあるため、熊の好物である蜂蜜を餌と合わせ入れることで捕獲率を高めております。

また、熊らしき動物の目撃情報があった場合は、速やかに防災行政無線放送、安心・安全メール配信、幼稚園、保育園、子ども園、小中学校へ連絡、保護者向け緊急メールの配信、ホームページの掲載を行いまして住民に注意喚起を行うとともに、猟友会、警察に連絡をし、村の職員、主に産業振興課と教育委員会の職員と共にパトロールを実施しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 現在の対策は分かりました。しかし、今年、全国でいろいろな人的被害が出ました。そういうことを考えると、やはりいま一歩、人的被害を防ぐためにできる対策があると思うんですね。それをきちっと早急に検討をして実行してもらえたらというふうに思うんですね。どうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

[産業振興課長 岡部貴一君発言]

○産業振興課長（岡部貴一君） 先ほども答弁をさせていただいたんですけれども、熊らしき動物の目撃情報があった場合は、目撃場所付近での捕獲おりの設置をするなど、住民に注意喚起も併せて行います。また、パトロールも実施をいたします。また、住宅地に熊が出没した場合なんですけれども、環境省の熊類の出没対応マニュアルというのがございまして、これにのっとりまして、猟友会、警察と連携し対応を行うと考えております。

対応内容といたしましては、熊の逃走経路を確保した状態での追い払い、捕獲おりによる捕獲、猟銃による捕獲などがあり、状況に応じ選択をいたします。また、例年であれば9月以降は熊が冬眠に備えるため目撃情報は減ってくるはずなんですけれども、先ほど早坂議員が申されたとおり、今年はドングリ類の不作で栄養を十分に取れなかったり、暖冬で熊が冬眠しないということも新聞報道でされております。12月以降も人里に出没する可能性がありますので、村のホームページで熊を目撃した際の対応方法、あと遭遇しないための行動を掲載しております。引き続き、警戒を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

[12番 早坂 通君発言]

○12番（早坂 通君） しっかりと対策を考えているようです。

1つ私のほうから提案をしたいのですが、今年、いっぱい各自治体で熊が出ました。ですから、今までにないような対策も発見されているかもしれませんので、そういう熊が出た自治体の対応なんかぜひ情報を集めて、それを生かしてもらいたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。交通弱者対策について質問をいたします。

令和5年第2回定例会において、村長が議員の一般質問に対して、次のように答弁をしております。「村にとって最もふさわしい公共交通の在り方を探り、実現したいと思っている」というふうにしておりますが、あれから半年ほどたちましたけれども、何か進歩がありましたか。前進がありましたか。

○議長（生方勇二君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） 本年第2回の定例会で、須田議員からの質問に対して私がお答えした部分だと思うんですけれども、新村政の執行方針についてということで、その中で福祉についての1つとして交通弱者対策について申し上げさせていただきました。

ご承知のとおり、本村は駅もなく、国道もない村でありますけれども、そういった中で、誰もが住みやすい、そして私が掲げております「赤ちゃんから高齢者まですべての人にやさしいむらづくり」ということを目指しているわけでありまして、その中で、この交通弱者対策というのをしっかり構築していくことは大切であると考えているところであります。

本年の第3回の定例会の中でも、波多野議員からも質問がありましたけれども、その第3回の定例会の補正予算で、公共交通に対する住民アンケートを実施するための経費について議会でご可決いただいております。今後そのアンケートの集計を行っていくというところであります。

この住民アンケートの取組に関しましては、この後、詳細を担当課長のほうから答弁させていただきますけれども、本当に重要な課題であると私捉えておりますので、榛東村にふさわしい公共交通の在り方を引き続き探っていきたいと思っております。

そして、今日の上毛新聞にもありましたけれども、群馬県のほうで、次世代移動サービスGunMa a Sのシステムを使って、手軽に子どもの習い事や塾などの送迎をタクシーに依頼できるサービスを始めるということで、来年の2月下旬にまず渋川市内を対象に始めて、全県への拡大を目指すということで記事が載っておりました。こういった県との連携につきましても、しっかりと行っていきたいと考えているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） ただいま村長が申し上げましたとおり、本年度デマンドバス・タクシーに関するアンケートと、福祉タクシー利用者を対象に実態調査を行いました。

デマンドバス・タクシーアンケートにつきましては、10月末に村内の地域や年齢などが偏らないように500人を抽出し実施をいたしました。そのほか、自衛隊の営内居住者100人にも追加で協力を依頼したところでございます。福祉タクシーアンケートにつきましては、現在の利用者202人を対象にアンケートをさせていただきました。アンケートは昨日の11月30日で締切りとなりまして、今後集計を行ってまいります。回答率につきましては、公共交通アンケートが約51%、福祉タクシーアンケートは62%の回答率を得ております。

そのほか、桐生市のデマンドバスの状況を確認したり、県の公共交通の在り方ということで、GunMa a Sの仕組みや連携について指導を受けたりしてまいりました。

今後、村民のニーズや様々な意見を分析しながら、村にとって最もふさわしい公共交通を実現していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ぜひ検討してもらって、ニーズに合った交通弱者対策を実現してもらいたいというふうに思います。

一つ私ごとになっちゃうんですけども、村長がやはり議会での答弁の中で、子どもたちや学生も気軽に利用できる公共交通を構築する必要があると考えていると答弁していました。それを読みまして、私は、あ、そうかと。全然今まで私そのことはなかったんですね。そういった、うっかりしてい

たおのれに気づくと同時に、さすが村長と思いました。ぜひ、福祉タクシー対象者はもちろんのこと、子どもや学生も利用できる公共交通を構築するべきと考えておりますので、村長に期待をいたしております。

それと、さらにちょっと余談になりますが、誰かも取り上げましたけれども、この村長の挨拶、「前例や慣例にとらわれることなく常に疑問を持ち、未来に向けて一步一步信頼されるむらづくりを目指して全力を尽くしてまいります」と、私も本当にこうあるべきだというふうに感心しました。見直しました。

さらに、これ議会だよりも、就任挨拶、その中で「16年間の議員活動を通じて感じたことは、二元代表制を大事にした村政の大切さです。私は、住民、そして住民の代表である議会の皆さまと知恵を出し合いながら前例や関連にとらわれず、村づくりを進めていきたいと考えております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします」というふうに出ております。まさに私もそのとおりだと思います。それを受けまして、まさにここで言っているとおり、二元代表制ですから、それを大切にしながら村政運営をしていくということが大事ですね。

ただ、場合によっては勘違いする人もいるかもしれません。二元代表制で、村長も議員も住民に選ばれたんだからと、それは対等だというんで、何かそれを誤解して言い合うみたいな形になることもあるかもしれません。ただ、言い合うことではなくて、議論をするということですね。議員と村長が切磋琢磨、そして議論をしていくということが榛東村の行政をよくし、榛東村の議会をよくしていく方法だと私は常々考えております。どうぞそのような立場で頑張っていただきたいと思います。私もこの挨拶を読んだときには感激しました。

以上、私の一般質問をこれで終わりにいたします。

○議長（生方勇二君） 以上で、12番早坂通議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午後3時25分休憩

午後3時25分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ただいま総務課長から、一般質問における一部について、会議規則第61条の規定により発言の一部について補足説明をしたい申出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、総務課長からの発言追加の申出を許可することに決定いたしました。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 本日、午後ご質問いただきました、須田議員の1の（4）役場のEV充電スタンドと連設した村有施設駐車スペースのRVパーク化についてというご質問の中で、一部役場駐車場のご説明、答弁をさせていただきましたが、ここにつきまして補足の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

役場駐車場につきましては、榛東村地域防災計画の計画上の記載はございませんが、災害時には役場庁舎、こちらが災害対策本部が設置されると災害拠点として対応することとなります。また、榛東村受援計画では、役場庁舎を物資の集積所としていることなど、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害対応業務や被災者支援等の業務を行う必要があります、またほかの地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を受ける際の最大限活用できるスペースと考えております。

また、隣接する保健相談センターにつきましては、地域福祉避難所となっておりますことから、これらの利用に際し、通年を通して役場駐車場については開放することとなるため、RVパーク化ということとは難しいと考えております。

以上、追加の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第4回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時28分散会

令和 5 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 1 2 日 (火)

令和5年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

令和5年12月12日（火曜日）

議事日程 第3号

令和5年12月12日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会）
- 日程第 2 議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会）
- 日程第 4 議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第10 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第11 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

追加日程（1号）

追加日程第1 議案第87号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について

追加日程第2 発委第 1号 自衛隊の抜本的な処遇改善及び生活勤務環境改善を求める意見書の提出について

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 飯塚久夫君 | 2番 | 吉澤浩一君 |
| 4番 | 齊藤将史君 | 5番 | 須田仁美君 |
| 6番 | 三俣実君 | 7番 | 波多野佐和子君 |
| 8番 | 小板橋尚君 | 9番 | 生方勇二君 |
| 10番 | 善養寺孝君 | 11番 | 清水健一君 |
| 12番 | 早坂通君 | | |

欠席議員（1名）

3番 浅見 隆 君

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 村 長 | 南 千 晴 君 | 副 村 長 | 小 池 秀 樹 君 |
| 総 務 課 長 | 山 口 誠 一 君 | 企 画 財 政 課 長 | 飯 塚 邦 守 君 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 彦 一 君 | 住 民 生 活 課 長 | 村 上 誠 君 |
| 健 康 保 険 課 長 | 早 川 弘 行 君 | 産 業 振 興 課 長 | 岡 部 貴 一 君 |
| 建 設 課 長 | 狩 野 宏 記 君 | 上 下 水 道 課 長 | 富 澤 光 彦 君 |
| 会 計 課 長 | 一 倉 学 君 | 教 育 長 | 須 永 光 明 君 |
| 教 育 委 員 会 長 | 足 達 哲 也 君 | | |
| 事 務 局 長 | | | |

事務局職員出席者

事 務 局 長 浅 見 英 一 書 記 新 井 佐 智 子

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。

浅見議員から、安静を要するけがにより欠席の届出がありましたので、出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。



◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第2の付託した議案について、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 11月30日に本会議において当委員会に付託されました議案第80号の審査結果について、委員長報告を行います。

12月5日午前9時30分から301会議室において、委員5名及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例の施行日について質疑があり、主な内容は、名称の改正なので対象者に影響はないとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年12月12日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終了いたしました。



◎日程第2 議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第80号 榛東村総合農政推進資金融通措置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第3、委員長議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第4から議事日程第6までの付託した議案について、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第79号、議案第82号及び議案第83号の当委員会に付託されました議案の審査結果について、一括して委員長報告を行います。

12月6日午前9時30分から301会議室において、委員5名及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長・局長の出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、特定健康診査等事業費を減額補正しているが、今年度予算の執行について支障はないかと質疑があり、今月も受診を実施しているが、この際の見込みの受診者数を考慮し予算計上しているため、対応は可能との回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてにつきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年12月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終了いたしました。

◇

◎日程第4 議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第79号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第82号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第83号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

清水健一文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査した結果、令和5年陳情第6号について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 10 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 11 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第11、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第8から日程第11までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第 12 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（生方勇二君） 日程第12、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水健一広域議員から報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君登壇〕

○11番（清水健一君） 令和5年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和5年10月24日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和5年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案第18号 渋川広域消防署西分署建設工事請負契約の締結について、議案第19号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例について、議案第20号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について、議案第21号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）について、以上議案4件が上程され、慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（生方勇二君） 清水議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を10時5分といたします。

午前9時44分休憩

午前10時50分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加し、これを審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第87号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（生方勇二君） 追加日程第1、議案第87号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 追加議案書1ページをご覧ください。

議案第87号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

令和5年度榛東村一般会計補正予算（第7号）は、第1条において、歳入歳出それぞれ1億799万7,000円を追加し、総額を89億3,382万2,000円とするものでございます。併せて、第2条において、繰越しをお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、主に国の補正予算の成立によりまして、低所得世帯への支援として1世帯当たり7万円の給付及びエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける全村民に対し、地域経済の活性化の意味合いも考慮し、1人当たり3,000円分のクーポン券を配布するものでございます。併せて、それぞれ申請日数や使用期間を確保するため、事業完了を翌年度とするものでございます。

追加議案参考資料4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の表、16款2項1目総務費国庫補助金、補正額8,542万2,000円。こちらにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、重点支援地方交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額・強化によりまして、先ほど申し上げました、低所得世帯への給付金の支給及びクーポン券の配布に充当するものでございます。

次に、歳出でございます。

5ページをご覧ください。

上段の表、2款1項14目地方創生臨時交付金費、補正額5,004万4,000円のうち12節委託料4,710万8,000円は、説明欄、しんとうくらし応援クーポン券対象者一覧作成等委託料46万2,000円のほか、しんとうくらし応援クーポン券発行運営委託料といたしまして4,609万1,000円。内訳でございますが、1人当たり3,000円の1万4,700人分と請負業者への委託料199万円でございます。

下段の3款1項1目社会福祉総務費、補正額5,777万7,000円のうち、次のページでございますが、18節負担金、補助及び交付金5,490万円は、今回給付を予定しております930世帯分6,510万円の追加とともに、本年度先行で実施いたしました同事業でございます非課税世帯への3万円の給付事業の精算として、1,020万円の減額を同時に行おうとするものでございます。

続きまして、下段の表でございます。

10款1項3目教育指導費、補正額17万6,000円、説明欄でございますが、その他委託料17万6,000円でございますが、次のページ、情報機器設定料といたしまして、中学校で保有する予備分のタブレットを南小学校で利用できるように、専門業者にアカウントやWi-Fi環境等の再設定を委託するものでございます。なお、再設定を委託するタブレットの台数は40台ございまして、同じ学級の児童が同じ環境のタブレットを利用できるように考慮したものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第7号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第87号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第87号については、委員会付託を省略いたします。討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第87号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委1号 自衛隊の抜本的な処遇改善及び生活勤務環境改善を求める意見書の提出について

○議長（生方勇二君） 追加日程第2、発委第1号 自衛隊の抜本的な処遇改善及び生活勤務環境改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 提案理由の説明を申し上げます。

発委第1号 自衛隊の抜本的な処遇改善及び生活勤務環境改善を求める意見書の提出について。

別紙のとおり意見書を提出することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに榛東村議会会議規則（昭和32年榛東村議会規則第1号）第13条第3項の規定により本議会へ上程するとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関へ提出するものです。

以上、各議員のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

追加日程第2、発委第1号 自衛隊の抜本的な処遇改善及び生活勤務環境改善を求める意見書について、委員長説明のとおり意見書を提出することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は関係機関へ意見書を提出することに決定いたしました。

◇

◎議長挨拶

○議長（生方勇二君） 以上で本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月30日の開会以来本日までの13日間、7人の議員による一般質問のほか、補正予算や条例改正などの議案について慎重審議がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼申し上げます。

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、一つの落ち着きを感じます。感染拡大に対応する中、寒さとともにインフルエンザとの同時流行も懸念されており、引き続き感染対策を行いながら、安心して生活できる世の中になることを心からお祈り申し上げます。

今年も残り僅かとなりましたが、議員各位と執行部の皆様におかれましては、健康に留意され、よい年を迎えられますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（生方勇二君） 以上で令和5年第4回榛東村議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時1分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会副議長 清 水 健 一

榛東村議会議員 早 坂 通

榛東村議会議員 吉 澤 浩 一